

## 令和2年第1回大木町議会定例会会議録（第2号）

1. 招集年月日 令和2年3月5日（木） 午前9時30分開議
2. 招集場所 大木町役場議会議場
3. 出席議員  
1番 馬場高志                      8番 菰方英二  
2番 野口裕子                      9番 徳永伸行  
3番 原田勝                      10番 古賀知文  
5番 古賀靖子                      11番 小嶋裕司  
6番 北島好昭                      12番 中島宗昭  
7番 益田隆一                      13番 中島和正
4. 欠席議員 なし
5. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名  
町長 境公雄                      こども未来課長 内藤智之  
副町長 益田富啓                      健康課長 田中美和子  
教育長 北原孝徳                      福祉課長 池末行成  
総務課長 境克浩                      産業振興課長 広松栄治  
企画課長 北島克彦                      建設水道課長 川村九州生  
会計課長 的場哲也                      環境課長 中村和也  
税務町民課長 杉康則                      学校教育課長 野田昌志  
兼生涯学習課長
6. 本会議に職務のため出席した者の職氏名 議会事務局長 山口 龍也
7. 議案の題目
  - ①令和2年度大木町一般会計予算について
  - ②令和2年度大木町国民健康保険特別会計予算について
  - ③令和2年度大木町後期高齢者医療特別会計予算について
  - ④令和2年度大木町水道事業会計予算について
  - ⑤町道の路線の廃止について
  - ⑥大木町固定資産評価審査委員会委員の選任について
  - ⑦大木町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する

条例の制定について

- ⑧人権擁護委員候補者の推薦について
- ⑨大木町選挙管理委員会委員の選挙について
- ⑩大木町選挙管理委員会補充員の選挙について
- ⑪一般質問
- ⑫大木町議会運営委員会の閉会中の継続調査の申出について
- ⑬大木町議会常任委員会の閉会中の継続調査の申出について
- ⑭諸般の報告
- ⑮会議録署名議員の指名について

## 8. 議事

議長　それでは、皆様、おはようございます。

早速会議を開きたいと思います。

ただいまの出席議員12名、したがって、定足数に達し、定刻を過ぎましたので、議会は成立いたします。

ただいまから第1回定例会2日目を開会いたします。

なお、本日も安藤代表監査委員にご出席をお願いしております。

日程第1、議案第15号令和2年度大木町一般会計予算についてを議題といたします。

本案については、昨日、1款議会費より2款総務費まで所管課長の説明が終了いたしました。

それでは、1款議会費より2款総務費までについて質疑を行います。質疑ございませんか。10番、古賀知文議員。

古賀知文議員　すみません、44ページ、企画課のまちづくり活性化推進事

業費の中で、昨日の説明で花のあるまちづくり推進事業、これ次年度から予算計上していないというお話だったんですけれども、理由についてお聞かせ願いたいと思います。

議長 答弁を許します。北島企画課長。

企画課長 古賀知文議員のご質問のほうにお答えしたいと思います。

花のあるまちづくり事業につきましては、これ3か年間経過いたしまして、一定町内に普及推進ができたということで、一旦補助のほうについては見直しをさせていただいたということでございます。

それと、この花の植栽、または景観整備等については、私どもの事業のほか環境課のほうの環境衛生協議会からの補助、または建設水道課の緑の募金事業等々ございまして、こちらのほうもご活用いただければと思っておりますので、今回については私どものほうの事業を評価、整理したところでございます。

以上でございます。

議長 10番、古賀知文議員。

古賀知文議員 実は、蛭池地区については、トータルで約1,500メートルのケイトウを今植えております。ケイトウの花は種から種を取って、苗を育てて植えているんですが、大体三、四年するともうケイトウの花が要するに経年変化というか、美しくなくなるんですね。ですから、四、五年したら種を新しく買って、そして植えることになるわけです。そうしますと、要は植えただけではなかなかうまくいかない。要するに何年かに一回種を買う必要があると。

ただ、種は非常に高いんですね。ケイトウの種は物すごく高いんです。ですから、そういうところを考慮すると、やはりこれをずばっと切られるというのは非常に大変。

今言われたように、ほかの部署の予算を利用するということなんですけれども、ほかの予算は予算でかなり逼迫しているというふうに私は思っているわけですし、今年というか次年度はそういうところを何とか利用させていただくとして、ほかの予算で計上していただくか、あるいは復活させていただくか、そういうことを一つ検討していただきたいというふうに思いますので、よろしくをお願いします。

議長 要望ということで。北島企画課長、どうぞ。

企画課長 大変貴重なご意見ありがとうございます。

私も、すみません、私ごとではございますが、いわゆる福寿を迎えまして、来年度のことについてはなかなか申しにくいところがございましてあれなんですけれども、これにつきましては十分に検討は後進の方たちがなされるとは思いますが、すみません、私が、ちょっと時間を拝借いたしますと、総合計画を現在策定しておりまして、この予算も見てくださいと分かりますとおり、町の貯金が30億円、歳入歳出を合わせるためにはこの基金から毎年4億ずつ取り崩しておるわけでございます。

そういった中で、これまでは本当に、申し上げまして、あれもこれもという形で本当に必要な部分については手当てができた部分もあろうかと思うんですけれども、今後については本当にあれかこれかという形で、先ほども申しましたように、一つの景観事業につきましても、これは多面的機能支払交付金も活

用できますし、環境衛生協議会若しくは緑の募金事業等々ございます。

今後、町政運営を進めていく上では、こういったところの見直しというものも十分必要なことではなかろうかというふうに思っております、そういった中で、じゃ何でんせんわけにもいきませんので、本当に有効に活用できるような方法として、仕組みとしてご検討させていただくような形で後進のほうにはお伝えしたいというふうに思います。

以上でございます。

議長 補足ということで、町長のほうから答弁を。

答弁を許します。境町長。

境町長 古賀議員が言われるように、本当に蛭池地区を含めていろいろところで花の植栽、花のあるまちづくり事業で一生懸命取り組んであるところがたくさんあって、随分以前と比べてそういう景観的な面では大木町もよくなったのかなということを感じているところでございます。

これはもう本当に花を植えるだけでなく、地域コミュニティ自体がそれによって、地域に対するそれぞれの地域住民の皆さんの思いが一つになるという、そういうような効果も多分あっているのではないかなというふうに思っておりますので、今後もそういう地域での花のあるまちづくり事業を含めて、地域活動をしっかり応援していかないといけないというふうに考えております。

今後どのようにこの事業をさらに町全体で発展させていくのか、今後コミュニティ活動も活性化していきたいというふうに思っておりますので、そういうことも含めて検討させていただきたいと。

北島課長が今答えていただきましたけれども、今年までということで、後進

に譲るというお話でしたので、私のほうからそこら辺についてはしっかり今後、今日のご意見を踏まえたところで検討させていただきたいということをお伝えしておきたいと思います。

ただ、北島課長が言いましたように、事業に関してはやはりある程度、例えば3年なら3年で都度見直していく、ほかの事業との兼ね合いであるとか、本当に効果的なのかということは都度見直していくということは必須でございますので、そういう形ですとステップアップさせていきたいなというふうに思っておりますので、ご理解のほどよろしくお願ひしたいと思ひます。

議長 10番、古賀知文議員。

古賀知文議員 今、町長のほうからおっしゃっていただいたんですけれども、蛭池地区につきましては、今ケイトウを植えることによって、今はいろいろな祭りが本当に劣化しております。その中で、けいとう祭を立ち上げて、今、壮年層を中心に非常に活性化につながっているのかなと、地域コミュニティを非常に活性化させるためには役立っているというふうに思っております。

ですから、この事業に関しては、今言われるように、何らかほかの事業でやっていたとか、このいわゆる花のあるまちづくり推進事業が非常に蛭池地区にとっては有意義であったというふうに思っておりますので、是非ひとつよろしくお願ひします。

以上です。

議長 ほかに質疑ございませんか。2番、野口裕子議員。

野口裕子議員 34ページのAED賃借料についてお伺いいたします。

私、一般質問でもこのAEDの設置状況についてお尋ねいたしましたけれども、そのとき設置責任者と検討しながら進めていくというご回答をいただいております。その点がどのように反映しているかをお伺いしたいと思います。

それと、2点目は、42ページの高齢者免許返納タクシー助成金について、今年度の状況と、それから予算のことについてご説明をお願いいたします。

以上です。

議長 それでは、答弁を許します。境総務課長。

総務課長 2番、野口議員のご質問にお答えしたいと思います。

まず、AEDの件ですけれども、以前の一般質問でもお答えしておりましたが、AEDの現在の設置場所等については前回の一般質問のときにお知らせしたところでございます。

その後、AEDを多くの人に、夜とかそういった時間も活用できないかということで、外に設置できないかというご要望もあったところでございますが、なかなか施設の設置、周りの環境等も検討したんでございますが、やはり防犯対策でありますとか風雨の関係で外部での設置というのはなかなかちょっと厳しい部分があると。

それから、新たな設置としましては、近年新しく開設しておる施設等もございますので、そういった施設にAEDを新しく設置するというので、現在のAEDがリースで設置をしているわけですけれども、本年7月でリースの期間が満了するというようになっておりますので、現在設置している部分と新たに設置する箇所と併せて再リースというか、新しいAEDの設置に向けて取組を

進めていきたいというふうに思っております。

それから、高齢者運転免許証自主返納支援事業についてですが、こちらについては、本年度、昨日ですが、補正予算を出させていただいたところでございます。

昨年は年間大体50件程度の申請でございました。本年度は1月末時点で50件を超えているような状況で、そういったことでタクシーチケットの印刷分でありますとか助成金について不足が見込まれるということで補正をお願いしたところでございます。

新年度につきましても、そこら辺の、そんな極端な伸びを示しているわけではございませんけれども、まだ増加の傾向が見込まれますので、そこら辺を反映したところでの予算の計上をさせていただいているところでございます。

高齢者免許証についても、これは新しく警察庁のほうでも高齢者の事故防止のために施策等が打ち出されてありますので、そういったところも今後は検討していかなければならないと思いますし、先ほどの回答ではありませんが、この支援事業についても、目的としましてはやはり免許返納を推進するということが目的でございますので、ただ、まだ開始して3年目ということで、もうしばらく様子を見て、今後のことについてはまたその時点で判断をさせていただくというふうに考えております。

以上でございます。

議長 2番、野口裕子議員。

野口裕子議員 タクシー、免許返納のほうは今後様子を見ながらということで、分かりました。



AEDのほうは、増設ということで、何台が増える予定、増えるようになっておりますでしょうか。

議長 答弁を許します。境総務課長。

総務課長 AEDについては、本年度20台分ということで計上しておりますので、残っている分もありますので、4台増設するということで考えておるところでございます。

議長 それでは、引き続き質疑を。5番、古賀靖子議員。

古賀靖子議員 防災のところでお尋ねします。

すみません、新人なのでよく分かりませんので、教えてください。

私は消防委員長をさせていただいているんですが、配付のときに防災着も頂いておりますし、そうですね、準備していただいているんですよね、出番がありません。中途半端に、長靴もないし、上着で、帽子だけでというのが、本当に必要なのかなというのが一つ疑問があるんですよね。必要であるのであれば、やはり長靴とか何とかと、その出番があるのかどうかというのもまず一つ、そろえる必要があるのかどうか。災害のときに着る。46ページですね。

それともう一つ、防災設備工事の528万なんですけれども、もうちょっと具体的にこの説明のところを教えてくださいなんですけれども、この2点です。

議長 工事請負費の防災設備のところと、先ほどのその。

古賀靖子議員 必要かどうかですね、そういうのが。

議長 防災服のところですか。

古賀靖子議員 消耗品というので上がっているのかなと思っているんですけども。

議長 暫時休憩いたします。

休憩 時 分

再開 時 分

議長 それでは、再開をいたします。

ただいまの質問は、46ページ、工事請負費、防災設備等整備管理事業費の中の工事請負費の528万円の詳細を知りたいというふうなことで理解して、答弁を求めたいと思います。境総務課長。

総務課長 5番、古賀議員のご質問にお答えしたいと思います。

防災行政無線のバッテリー交換費528万円についてでございますが、こちらについては、平成26年度に整備を行っておりますMCA無線、大木町防災行政無線、そちらを構成しております親局、親局というのは役場の総務課にご

ございます。それから副親局、こちらは消防署のほうに設置をしております。そのほか、町内に屋外拡声器、こちらを設置しております。それが子局でございます。

そのような親局、副親局などの操作卓、それから先ほど申し上げました拡声装置と併せてあります子局、それと移動型の携帯の無線機、こちらを7台整備をしております。そういったもののバッテリーの有効期間がおおむね5年ということになっておりますので、今申し上げました操作卓、拡声装置、子局及び携帯無線機のバッテリーの交換を行うものの費用として528万円を計上しているものでございます。

以上でございます。

議長 よろしいですかね。5番、古賀靖子議員。

古賀靖子議員 分かりました。そうすると、毎年度出てくるわけではなくて、更新がありますということですね。分かりました。ありがとうございます。

議長 ほかに質疑ございますか。7番、益田隆一議員。

益田隆一議員 38ページ、すみません、どうしても1日たちますと、当時の記憶といいますか、昨日のテンションも下がるもので、38ページの715万の非常用発電設備ですか、これは結構いい金額出ているものですから、何か設備、本体価格というのはこれというのは分かるんですけども、委託料というのが700万というのは結構な金額なもので、詳細な内訳を教えてくださいと思います。

議長 答弁を許します。境総務課長。

総務課長 7番、益田議員のご質問にお答えいたします。

非常用発電設備の点検業務委託料715万円についてですが、こちらについては非常時の供給する発電機を役場の1階の機械室のほうに現在設置をしておるところでございます。

発電機については、毎年点検委託と、あと各年ごとにそれぞれ委託の点検の内容が変わっております。通常は1年の点検業務を行いますが、2年ごとに行うもの、4年ごとに行うもの、8年ごとに行うものということで、それぞれ点検の内容が変わっております。

本年は一応8年ごとに行うものという、AからFまで点検のランクがあるんですが、F点検という最も点検の項目、それから部品等の交換等の多い点検を行う時期というふうになっております。

それと併せまして、現在、発電機についても設置から25年が経過しております。そういった関係で、基盤等の製造が非常に難しくなっているというような状況でございます。そういったところで、基盤、制御盤の改修及び蓄電池の交換、そういったところまで含めた金額で予算の計上をさせていただいております。

ただ、発電機につきましては、先ほど申しましたように、役場の1階の機械室のほうに設置をしております。本年度、現在、発電機とは別のものですが、役場の空調設備、こちらのほうももう一点経年劣化で交換、見直し、更新の時期になっておりますので、本年度に役場の空調設備と併せて発電機を今後どう

するかということも検討していきたいというふうに思っておりますので、その検討の結果を踏まえたところで、この内容については見直しをするかもしれないというところも考えておるところでございます。

以上でございます。

議長 7番、益田隆一議員。

益田隆一議員 そうですね、要はそういうことをちょっと申し上げたかったところなんですけれども、25年たっていればさすがにもう考える時期であって、その25年のものに対して700万払うのはいかなものかと思っておりますので、発電機が幾らするのか分からないんですけれども、その辺のところを本当きちんと見直して、新しいものを買ったほうがいいのかとか、空調設備ですかね、その辺のところも是非見直していただければと思います。

2点目でございますが、42ページの上から2番目の支援業務委託料、これも、すみません、昨日の記憶では、クリエイティブおおきさんに郵送費でしたか、そういうのを頼んでいて、その分を全部委託しているんで1,400万かかりますと。単純に考えて、郵送を頼むだけで1,400万かかるのかなというのが普通に思う気持ちなんで、その辺のところの詳細を教えていただければと思います。

議長 答弁を許します。北島企画課長。

企画課長 益田議員のご質問のほうにお答えしたいと思います。

すみません、言葉足らずだったかと思うんですけれども、クリエイティブお

おきさんのほうには、ふるさと納税で申込みがあった方たちの整理、それとそういう方々に対しての返礼品の発送手配、または寄附証明書の発行事務等々の事務一般を委託しています。その全体的な予算としてこの金額のほうを計上させていただいているところでございます。

以上でございます。

議長 7番、益田隆一議員。

益田隆一議員 ということは、これと別にまた委託料というんですかね、人件費ということでよろしいんですかね。人件費というか、どう言ったらよろしいですか、委託管理業務というのはこれ以外にも別にまだ払っていらっしゃるということですよ、今実際のところ。これだけということですか。クリエイティブおおきにはこの1,400万しか払っていないということなんですね。

ちなみに、何人ぐらいなんですか、ここは。

別の款になるんですかね。そうですか。広松課長のほうには昨日いろいろありましたから、今日は、話は別として、どうしても昨日の流れからいいますと、このクリエイティブというのは本当にクリエイティブなのかなというのが私個人的にちょっと感じているところなもので、これはしっかりと私のほうが、今日は時間があるものでいろいろ議論したいところなんですけれども、残念ながら総務委員でもないの、是非ちょっと委員長のほうにお任せいただいて、そちらのほうでしっかりと追求していただければと思いますんで、この後は是非総務に任せたいと思いますんで、よろしく願いいたします。

議長 ほかに質疑ございますか。11番、小島裕司議員。

小島裕司議員　何か企画課長が退任の挨拶するみたいなことを言われてありましたんで、さすがだなと思っております。

まず40ページのほうから、政策アドバイザーの報酬費で、総合計画でこれ100万円ということで、これは人件費だと思うんですけども、非常に重要な施策の一環だと思います。これ、お一人なのか、どういう方を選ばれるのか。それから、その上に総合戦略の検証委員会の報酬費というのが上がっております。果たして、町の将来を左右するのにこれだけの金額でいいのか、もうちょっと幅広い人材を呼んでいただいて、アドバイザーをお一人ではなくて、いろいろな方面の方からのアドバイスをいただいたほうがいいんじゃないかと思っております。回答はこの後、各常任委員会で分かれて審査があるかと思っておりますので、総務建設産業常任委員会のほうにお任せしたいと思っております。

それから、その下のほうに魅力発信動画作成業務、それからまちの魅力を伝える委託業務、広報広聴事業費、去年からすると171.9%の伸びということで、これは課長の置き土産なのかなということで、先ほどの挨拶を聞いておりましたら何かそういうふうに聞こえております。そこら辺はまた総務建設のほうで具体的にこの中身、どのような動画を発信するのか、どういうふうに伝えていくのか、町の発信をどういうふうにしたいのか、そこら辺は総務さんのほうでしっかりと議論していただければと思っております。

それから、もう一つ、48ページの中で、一番下の下段のところでは税務総務費というのがありまして、委託料、土地評価見直し業務委託料というのがあります。これは不動産鑑定士なのかどうなのか、そこら辺を予算審査のときにどこに委託されるのかを明らかにしていただければと思っております。

最後に、50ページのほうです。50ページのほうで、負担金で資産評価シ

システム研修センター負担金というのが上がっています。研修センター、何か建物に対しての負担金なのか何なのか、そこを明らかにしていただきたいのと、2段下の大川大木税務連絡協議会負担金というのがあります。これは国税局に対しての負担金なのか、それともひょっとしてこれ、税務課じゃなくて税理士さんの集まりの中の負担金なのか何なのか、そこをちょっと明らかにしていただきたいと思っております。これも是非、何か最近はやその議会もコロナウイルスで時間を短縮してということなんで、是非来週の総務建設常任委員会のほうで議論していただければと思っています。よろしく願いいたします。

議長 全てよろしいですね、それで。小島議員、全てそれでよろしいということですね。

では、各課長には説明方よろしく願いをいたします。

ほかに質疑ございますか。6番、北島好昭議員。

北島好昭議員 私は総務委員会に属しているんで、聞いちゃ悪いかと思うんですけども、委員会のとき忘れていたかもしれないので、今日お聞きをしたいと思えます。

予算書38ページ、3目の財政管理費の中で、財務書類作成支援委託料264万、公会計ということで、公表に沿うような形で帳票等の書類作成なり何なりというのが必要ということだろうと思うんですけども、これは公会計で複式簿記みたいな形で地方自治体も公表するというのはもう何年もやられておる話で、役場の中には優秀な職員さんがいっぱいおるのに、今さらこういったものが予算化されておるし、どういった基準で委託をしているのか、どういったところに委託をしているのか、いつまで委託をするのか、その辺をちょっとお



聞きをしたいと思います。

議長 答弁を許します。的場会計課長。

会計課長 北島議員のご質問についてお答えいたします。

この財務書類作成業務支援委託料につきましては昨年度から実施しております、おっしゃるとおり、公会計に基づいたところの書類の作成ということでつくっております。

これまで、公会計ということにつきましては前からあったんですけれども、やり方としては東京方式とか大阪方式ございまして、その統一的な見方ということを昨年度から実施するようになって作成するということになっております。

また、この作成につきましても、総務省のほうからの、そういうふうにして町の全体の財務会計の状況を把握するということで作る必要から作成することになりました。

今回、なぜお願いするようになったかということについての経緯につきましては、細かく各課のセグメント分析とか、町全体に対する財政状況、町の予算だけではなくて外部の財政状況、そういったもろもろの連結する部分がまたあります。それは今でも健全化判断比率の中で連結決算ということでご報告はさせてもらっているところなんですけれども、さらにこれを細かく分析して、またそういった分析したのを他団体と比較する、また町の財政状況、どこが優れているか、またいいところ、悪いところありますので、そこがどういうふう起因して、原因となって、こういう結果になっているという評価をしてもらう必要がございます。やはりそういった細かいところの分析になってくると、どうしてもそういった専門に長けた会計士じゃないと分かりにくい部分もありま

すんで、そこを業務委託という形でお願いしているところでございます。

また、契約している内容、契約先の相手方につきましては、先ほどとちょっと繰り返しになってくるんですけども、統一的な公会計をするというところで、組織、今やっているのはPPP方式とあって、またこれは総務省のほうから具体的には、やり方について、PPP方式というのに基づいて町のほうはやっているんですけども、それが総務省が示している方式と似ているというところがございまして、今回お願いしているところはそういった総務省のやり方に沿ったところの、指針に基づいたところのやり方に沿ったところで行っている業者のほうにお願いしています。

また、そのお願いしている業者につきましては、会計協会みたいなところがございまして、そこが全国的な国のほうの諮問も受けているところの機関になっていくんですけども、そういったところをお願いすることによって国の情報とか、そういったのを最新の情報ということで受け入れて、また作成した書類についても反映する、より詳しい情報を仕入れることができるだろうというところで、そういった協会のほうにお願いしているところでございます。

この分につきましては、また町の分析とかやっていく上で指標に当たる部分で、結局分析になってくるんで、分析する目線のほうが変わってくると、せっかく長く積み上げたデータのほうが無駄になってしまう可能性もあるんで、やはり同じ目線のところで分析、評価してもらったほうがよろしいんで、今のところにつきましては、今お願いしているところをお願いしていこうかというふうには進めているところですけども、また総務省の具体的なこういったふうやりなさいということで、さらに細かいところの指示があつて、またそれに見合つて、誰が見ても同じような目線で分析できるという形で判断できれば、それはそれで今業務をお願いしているところの委託先についても見直すところ

はあると思いますので、そのときはまたそれで検討していきたいとは思っているところでございます。

以上で、北島好昭議員の質問に対する答弁のほうを終わらせていただきます。

議長　　6番、北島好昭議員。

北島好昭議員　　一応総務省が言うところの基準に適合する形で作成する必要がある、また全国的にかなりの部分で受託しているような法人でもあるので、他の自治体との比較検討もできるとか、いろいろそういったメリットもあるということから、こういったところをお願いをしているんだと。基本的に、途中で委託先等を変えれば過去のデータが無駄になってしまうというおそれもあるから、基本的にはもう委託先は固定ということは今考えているということのような回答だったんですけれども、県下の自治体でこういった形で委託をやっているというところがどのくらいあるものなのか。

それと、先ほどの説明では、昨年度から委託を始めたということだから、昨年度の財政状況について既に報告が出ておるものなのか。もし報告が出ておるんであれば、当然これは公表も義務づけられておることでしょうから、提示いただいて、簡単な説明でもいただけたらというふうな思いもあります。

その2点についてお尋ねをしたいと思います。

議長　　答弁を許します。的場会計課長。

会計課長　　北島好昭議員のご質問についてお答えいたします。

まず公表につきましては、現在納品のほうも進んでおりまして、今ホームペ

ージのほうで公表させてもらっているという状況でございます。

また、県内の状況については、詳しい件数については今手元のほうに資料ございませんので、今お答えすることはできかねるところではあるんですけども、また中身のほうにつきましては委員会のほうでのご説明という形でもよろしいでしょうか。また、併せて県内の件数につきましても委員会のほうでご報告するという形でもよろしいですか。

議長 6番、北島好昭議員。

北島好昭議員 県下の導入自治体数については、ちょっとこの場での質問ですから、よかったら皆さんも回答を聞きたいところもあるかと思しますので、後で構いませんから、この場で回答をお願いします。

議長 後ほど。

会計課長 以上で、北島好昭議員に対する答弁のほうを終わらせていただきます。

議長 ほかに質疑ございますか。

質疑なし

議長 それでは、質疑を終結いたします。

続いて、55ページ、第3款民生費について、順次説明をお願いします。池末福

祉課長。

福祉課長 　では、3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費1億2,420万5,000円、前年度と比較し、職員人件費の増額などで前年度比72万1,000円の増となっております。

　主な予算につきましては、次のページをお願いします。

　説明欄にあります地域福祉支援体制の充実事業において、社会福祉協議会補助金として2,236万2,000円で、法人運営に係る人件費と諸経費、事務費に対する補助です。民生委員・児童委員協議会助成金については、民生委員・児童委員31名の活動に対する助成金281万2,000円を計上しているほか、その他、各関係機関、団体へ活動に対する助成金としてそれぞれ予算計上しております。

　以上でございます。

税務町民課長 　2目国民年金事業費、前年度対比18万3,000円増額の912万8,000円をお願いしております。国民年金事務に要する事務でございます。主な支出は、需用費10万円は消耗品でございます。

　以上です。

福祉課長 　第3目高齢者福祉費3,345万2,000円、前年度と比較し3万1,000円の減となっております。

　主な予算につきましては、次のページをお願いします。

　説明欄にあります高齢者福祉費一般事務費において、敬老お祝い金として256万円、老人保護措置費、養護老人ホームへの6名分の措置費として1,2

90万円などを予算計上しております。

高齢者の社会参加と生きがいつくり事業では、老人クラブ助成金といたしまして247万7,000円、シルバー人材センター運営事業負担金といたしまして800万円などを予算計上しております。

高齢者の在宅生活支援事業では、在宅で寝たきりまたは認知症の高齢者等を介護されている方に対して支給する介護手当として180万円、在宅で寝たきりまたは認知症高齢者等で紙おむつを必要とする方に対して介護用品給付サービス事業として228万円などを予算計上しております。

5目障害者福祉費3億3,652万円、前年度と比較し自立支援給付費において給付対象者、件数の増加により前年度比1,787万1,000円の増となっております。

主な予算につきましては、障害者地域生活支援事業では、主なものとしまして、相談支援事業委託料1,126万3,000円ですが、障害者や障害者の家族の相談、福祉サービスに関する情報の提供や利用の援助、サービス機関の紹介と必要な援助ができるように社会福祉協議会に業務を委託するものです。

次のページをお願いします。

訪問入浴サービス事業委託料222万2,000円につきましては、障害を持つ方が自宅の浴槽での入浴が困難であるため、専門の事業者が障害者宅に入浴をするための浴槽等を車で持参し入浴を行わせるものです。

そのほか、ストマ等の日常生活用具の給付を行う重度障害者等日常生活用具給付事業として292万円などを予算計上しております。

障害者自立支援事業では、主なものについて、扶助費として電動車椅子、補聴器等補装具給付費として178万円、自立支援給付費3億216万円につきましては、身体・知的・精神障害者の入所、通所、在宅における支援給付費と

して予算計上しております。

障害者医療給付事業では、扶助費として腎臓疾患、心臓病等に係る更生医療給付費として864万円と、病院において行われる機能訓練等の介護のうち医療に係る療養介護医療費として288万円を予算計上しております。

以上でございます。

こども未来課長 6目子ども医療対策費7,526万4,000円をお願いしております。前年度より921万8,000円の増となっております。

増額の主な理由は、昨年7月から子供医療費の自己負担を中学3年生までに拡大しております。今年度は年間を通してとなることによるものでございます。

主なものといたしまして、19節扶助費の7,305万6,000円で、医療費の自己負担分に対する助成金でございます。

7目重度障害者医療対策費3,634万1,000円をお願いしております。前年度より147万6,000円の増となっております。

増額の主な理由は、前年度までの決算見込みでの予算計上によるものでございます。

主なものといたしまして、19節扶助費の3,601万2,000円で、医療費の自己負担に対する助成金でございます。

8目ひとり親家庭等医療対策費984万5,000円をお願いしております。前年度より18万8,000円の増となっております。

増額の主な理由は、前年度の決算見込み等での予算計上によるものでございます。

主なものといたしまして、次のページ、63、64ページをお願いいたします。

19節扶助費の955万2,000円で、医療費の自己負担分に対する助成金でございます。

9目養育医療対策費177万5,000円をお願いしております。前年度と同額となっております。

主なものといたしまして、19節扶助費の176万円で、医療費の自己負担分に対する助成金でございます。

以上でございます。

健康課長 10目国民健康保険費1億1,005万9,000円でございます。前年度費493万9,000円の増でございます。

内訳としまして、保険基盤安定繰出金7,562万3,000円、出産育児一時金繰出金644万円、財政安定化支援事業繰出金900万円、事務費繰出金1,899万6,000円でございます。

11目健康福祉センター費9,776万7,000円で、前年度比4,586万1,000円の増でございます。

増額の要因は、健康福祉等空調更新工事の予算が原因でございます。

健康福祉センター事業といたしまして、健康福祉センター指定管理運営委託料4,043万3,000円、詳細につきましては配付させていただいております健康福祉センター管理委託料明細をお目通しください。

管理業務委託料129万5,000円、健康福祉棟空調工事の管理委託料でございます。

健康福祉センター工事費として5,248万1,000円、主に健康福祉棟の空調工事として4,748万1,000円でございます。

健康増進事業備品購入費305万8,000円でございます。t o t oの補



助金を活用し、健康等の運動機器、有酸素運動のトレッドミル2台分の購入費用を計上しております。

以上でございます。

福祉課長 12目介護保険費2億605万3,000円、前年度と比較し介護保険負担金の増額などから、前年度比696万5,000円の増となっております。

主な予算につきましては、介護保険費では福岡県介護保険広域連合へ介護保険運営のための負担金として1億7,073万9,000円、介護保険料軽減負担金として280万円などを予算計上しております。

介護予防・日常生活支援総合事業では、主なものとして通所型サービス支援委託料810万4,000円につきましては、デイサービスもみじ倶楽部の実施と運動機能の向上を図る短期集中予防サービスとして実施するものです。

生活支援サービス委託料409万7,000円につきましては、栄養改善を目的とした配食サービスを実施し、次のページをお願いします、一般介護予防事業委託料313万8,000円につきましては、買物と運動を組み合わせた介護予防教室を実施するとともに、介護予防健診に要する予算を計上しております。

包括的支援事業では、生活支援体制整備事業委託料として1,143万4,000円を予算計上しており、大木町社会福祉協議会へ委託し、生活支援体制づくりの中心となる生活支援コーディネーターを配置し、住民が主体的に参加し、自らが担い手となっていくような地域づくりを推進していくものです。

在宅医療・介護連携事業委託料211万2,000円につきましては、医師会等と連携しながら、地域の医療、介護の関係機関の連携体制の構築を推進し

ていくための委託料でございます。

14目包括支援センター費2,606万6,000円、前年度と比較し職員人件費の増額などで前年度比17万円の増となっております。

主な予算につきましては、地域包括支援センター運営費として125万6,000円を、それぞれ運営に必要な経費として予算計上しております。

以上でございます。

福祉課長 67、68ページをお願いします。

16目後期高齢者医療費2億1,965万2,000円で、前年度比1,179万9,000円の増でございます。

内訳としまして、後期高齢者医療療養給付費負担金1億6,461万4,000円、後期高齢者医療給付費における町の負担金でございます。

後期高齢者医療特別会計事務費繰出金658万4,000円、保険基盤安定繰出金4,845万4,000円でございます。

以上でございます。

こども未来課長 2項児童福祉費、2目児童福祉費6億3,240万3,000円をお願いしております。前年度より718万4,000円の減となっております。

児童福祉費は、説明欄に記載しております9つの事業となっております。

次世代育成支援行動計画推進費は、町の計画の推進に関する事業でございます。

保育所等運営費は、国の給付基準により大木町の児童が入所、利用する保育所や認定こども園などへの給付を行う事業で、5億6,198万7,000円

の主なものは、私立保育所への運営委託料3億8,476万9,000円、次のページをお願いいたします、認定こども園及び幼稚園等に施設型給付費として給付する扶助費1億7,718万8,000円でございます。

多様な保育事業は、延長保育事業補助金502万3,000円、一時預かり事業補助金280万、障害児保育事業補助金444万円などを行う町内の保育所や認定こども園への4つの負担金1,243万7,000円でございます。

保育士確保及び質の強化事業は、保育士の負担軽減及び離職防止を図り、保育士の確保と質の強化を行う町内の保育所や認定こども園などへの保育体制強化事業補助金108万、保育補助者雇上げ強化事業費補助金226万4,000円など、4つの事業への負担金500万8,000円でございます。

子育て応援事業は、病児保育、人材バンク、短期支援、今年度の新規事業といたしまして、町内に生まれてきた赤ちゃん全員に町内事業所から取り寄せた赤ちゃんの体にやさしいものや育児に必要なものをギフトとして贈るふるさと納税寄附金活用事業委託料240万円を含む4つの委託料などで339万9,000円でございます。

学童保育所運営事業は、学童保育所の指定管理料4,487万5,000円でございます。

多子世帯応援事業は、3人以上の子供がいる家庭への支援事業でございます。

子育て支援拠点事業は、子育て支援センターで行ってきた各種事業を令和2年4月から開設します子育て世代包括支援センターへ事業を移管するもので、362万8,000円の主なものは、相談事業への報奨費やボランティアの報奨費240万1,000円などでございます。

次のページをお願いいたします。

児童虐待防止対策事業は、要保護児童家庭及び養育支援家庭などへの支援及

び虐待防止啓発等に関する事業で、71万9,000円でございます。

3目児童福祉施設費1億3,450万4,000円をお願いしております。  
前年度より1,824万5,000円の増となっております。

主な理由は、職員配置及び会計年度任用職員制度導入によるものでございます。

この目は、主に町立保育園における保育運営、施設管理などでございます。  
説明欄に記載しております3つの事業となっております。

児童福祉施設費は、学童保育所の発生予算としての修繕料及び大溝保育園施設設備工事費、トイレ床一部改修でございます。

大溝保育園運営事業は、園の運営に係る経費で、主なものは入所児童の保育材料費としての消耗品費163万3,000円、給食材料費としての賄材料費976万4,000円でございます。

次のページをお願いいたします。

また、新規事業といたしまして、既に町内の私立保育園、認定こども園では補助事業で導入しておりますICT保育事業支援システムを保育現場の事務軽減、効率化のために大溝保育園にも導入します使用料を計上しております。

大溝保育園施設管理費は、施設の維持管理に係る経費で、主なものは光熱水費182万7,000円でございます。

大溝保育園の休日保育につきましては、令和2年度より会計年度任用職員人件費に含まれるので、事業区分がなくなっております。

4目児童措置費2億7,792万4,000円をお願いしております。前年度より児童数の減少により564万6,000円の減となっております。

主なものといたしましては、19節扶助費の2億7,741万5,000円で、中学生以下の児童に対して児童手当を支給するものでございます。

以上でございます。

福祉課長 3項災害救助費、1目災害救助費10万3,000円、前年度と同額の予算を計上しております。

災害等が発生した場合における食料費や生活必需品の購入などを予算計上しております。

以上でございます。

議長 ここで、3款民生費について質疑を行います。

質疑ございませんか。11番、小島裕司議員。

小島裕司議員 文教なんで、文教のときに聞けばよかったのかなと思っておりますが、まず72ページの児童虐待防止対策事業費、前年度からすると94.3%の伸び率、伸び率というのはいかがなものか、増額になっております。

この中身、いろいろ報償費、旅費、需用費、委託料とかいろいろありますが、94.3%、約2倍近くの予算額になっているということは、今年に限って児童虐待防止が何か懸念があってこういう伸び率になっているのか、そこをまず一点お尋ねしたいのと、74ページの、先ほどの災害救助費の中で災害発生ときに扶助費として生活必需品の購入費ということで上がっております。これは前年度と変わりませんということだったんですが、今年のようにコロナウイルスでマスク等々非常に不足しておりますが、これは災害というのか何なのか分かりませんが、こういった事例があるんであれば少し備蓄にマスク等々購入されてもいいんじゃないかなと思って、その辺の考え方を少しお聞かせいただければと思っております。よろしく申し上げます。

議長 答弁を許します。内藤こども未来課長。

こども未来課長 小島議員の質問にお答えいたします。

児童虐待防止対策事業費の金額ということでよろしかったですね。こちらにつきましては、相談員を雇用している部分の金額が入っていたんですけども、こちらのほうは会計年度任用職員の関係で予算がそちらの分は一統している部分もございまして、その人件費に絡む部分とかで、単純に昨年度の金額との比較が難しい状態でありまして、中身としては、そういう方を中心としていろいろなケースに対してのケース会議等、そういう部分についての会議を行うということで、特に事業形態とか取扱いが大きく変わったということではないということになります。

以上でございます。

議長 では、続きまして、池末福祉課長。

福祉課長 災害救助費の予算額に対してのご質問かと思いますが、例年ここは発生予算として、災害が起きた場合の救助に要する費用ということで計上させていただいておりますが、先ほどご説明しましたように、ただちょっと予算の段階では最小限の食料、米とか麦茶とか飲物、あと生活必需用品については一定備蓄はありますが、例えば女性用品とか、そういったちょっと急に備蓄がないものについて、そこで対応するべきものとして想定をして予算化をさせていただいております。

実際、災害が発生すれば、こういった予算では当然賄えないとは思いますが、

対応については、必要なものについては補正、備蓄品関係については総務課のほうと協議をしまして、必要な備蓄については双方で協議しながら、その備蓄については対応していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長　ほかに質疑ございませんか。6番、北島好昭議員。

北島好昭議員　今の池末課長が答弁されたこと、関連というか、小島議員と私もちょっと思っていることが一緒だったんで再度お尋ねしたいんですけども、災害備蓄品の関係、今答弁もあったんですけども、やはりひよっとすれば無駄になるかもしれないけれども、やはり災害備蓄品というのは、とりわけ食料品というものは、災害がいつあってもいいように一定の根拠に基づいた数量の確保というのは、これはあってしかるべきじゃないのかなと。飲料水にしる、簡易な食べ物にしる、やはり期限がありましようから、無駄になるかもしれないけれども、備えておくということはやはり必要ではないかというふうに思っています。

そういったことで、災害も前もって台風みたいに予告してから来るのもあれば、いきなり来るのもあるんで、いきなり来られた場合にもう何もかもないような状況の中で、じゃ救助品を買おうかといっても買えない状況等も発生するということも想定されるから、やはり備蓄品というのは一定の基準に基づいた備蓄というのが前々から必要ではないかなというふうに思っておるところです。その辺についていま一度、ちょっと考え方があればお尋ねをしたいというふうに思います。

議長 答弁を許します。境総務課長。

総務課長 北島議員のご質問にお答えしたいと思います。

災害時の食料を含めた備蓄品についてのご質問でしたので、私のほうからお答えをさせていただきたいと思います。

災害時の備蓄品につきましては、今現在は福岡県のほうで公表しております水縄断層による大木町の被害というものがおおむね五、六十人ということが出ております。

町のほうでは、100名程度を想定して、その方が3日間分の必要な備蓄ということで、毎年順次備蓄、予算を計上させていただいて購入をさせていただいております。

どうしても、議員おっしゃったように、耐用年数等の関係もありますので、使わずに終わるようなケースも多分にあるわけですが、そういったものについてはいろいろな防災訓練でありますとか、他の役場関係の行事でありますとか、そういったもので現在のところは消費期限前に配付等をして処理をしているというような状況でございます。

それから、小島議員の質問にありましたマスクの関係でございますが、一応小さな町でございますので、本来は総務課のほうでは職員、それから町業務に対するもので、町民向けのというのはまた別のことという考えもありますが、小さな町でございますので、総務課のほうで現在マスク等についてはおおむね6万枚程度の備蓄を持っております。

それから、消毒液については、こちらのほうは有効が大体おおむね3年とされておりますので、これまでの状況から、あまり保有することでまた無駄が出るということもありませんので、15リットル程度を備蓄をしております、



今回なかなか購入が難しかったんですが、何とかまた追加で購入ができましたので、ただ、今回に限っていえば、詰替え用のアルコール液は購入できたんですが、もともと設置する容器がとても間に合わない状況でございますので、健康課とも協議しながら、もともとあったもの、それから他の施設で使わなくなったもの等も含めて活用するような形で公共施設等に配置をさせていただいているところでございます。

以上で答弁とさせていただきます。

議長 北島議員、よろしい。6番、北島好昭議員。

北島好昭議員 すみません、今の総務課長の答弁に対してまた質問、要望をしたいと思うんですけれども、マスクの備蓄が6万枚あるという答弁だったんですけれども、やはりどこに行ってもマスクないんですね、買いにいつても。だから、町民の皆さんも、ドラッグストア辺りに聞いてみると火曜日ぐらいが納品日らしいんで、その日に行ったら大体買えるよといううわさが流れて、火曜日の10時前にはもう駐車場いっぱい車が並んでおるんですけれども、そのときにはもうマスクございませんということで、誰も一枚も買えないという状況が続いています。

そういった中で、全員にばらまけとは言いませんけれども、やはりコロナウイルスがこれだけ全国に蔓延してきよる中では、やはり母子への保護であったりとか、高齢者の持病を持つ人の保護であるとか、そういった幾らか予防にそれは貢献できないのかなというふうなことをちょっと考えるわけで、せっかくの備蓄なんでという思いもあるかもしれませんが、ニュースでは、どこかの自治体がそういった人に備蓄のマスクを確保したというのを、多分県内の

自治体の取組として報道されたと思います。

そういったこと等も踏まえて、何か町長、この辺で英断を下すべきではないかなというふうには思うところですが、お考えをお聞きしたいと思います。

議長 答弁を許します。境町長。

境町長 本当、コロナウイルスに関しては非常に深刻なというか、拡大が続いているという状況で、その対応についてはるる考えているところでございます。

議員ご指摘のように、マスクなどの備蓄品について有効に活用できないかということについては本当に検討させていただきたいと思います。

今、町の例えばシルバー人材センターとか、そういう関係団体であるとか、行政区で例えば総会をされるときにどうなのかとか、そこら辺のところについては検討させていただいていると。ただ、ご理解いただいているように、じゃ町民の皆さんにどうぞというような状況、そういうような数を備蓄している状況ではないので、いずれにしてもそこら辺については、できるだけ町の備蓄については有効に活用していくということで、議員ご指摘のように検討してまいりたいと思います。よろしく申し上げます。

議長 ほかに質疑ございますか。10番、古賀知文議員。

古賀知文議員 2点お伺いします。

まず60ページの一番下のほう、福祉課の部分ですけれども、障害者地域生活支援事業、ここの一番上なんですけれども、成年後見人報酬、これについて

は多分今年度、決算ゼロじゃなかったかなというふうに思うんですけれども、これについて周知を含め、今後、要するにどうしていくのかというのを説明願います。

もう一点、64ページ、健康課、健康づくりゆかりの健康福祉センター事業で空調に対する予算が上がっております。実はこれ、また後で出てくるのかなと思うんですけれども、給食センター、私はもうずっと何年もスポット冷房というんですか、それで我慢してきております。この空調の工事については文教厚生委員会のほうでじっくり内容について説明願いたいというふうに思います。

さきの後見人だけ説明を。

議長 答弁を許します。池末福祉課長。

福祉課長 10番、古賀議員のご質問にお答えします。

成年後見人報酬につきましては、この60ページの障害者の分と実は高齢者については64ページ、介護保険費のほうで同じ同額の成年後見人報酬ということで予算化をさせていただいております。

前年度まで、確かにここは予算化をしておりましたが、対象者なしということとで来ておりました。

本年度、市町村申立ての後見人手続きがございまして、本年度、先週ですけれども、申請があり、報酬を高齢者のほうでは支払うという手続きをいたしたところでございます。

障害者のほうについてはまだ実績はゼロということですが、この制度の周知につきましても、先月2月15日、土曜日でしたが、今年度やはりこ

ういった制度の周知については図っていかなければならないということで、講演会等を予定するということで、講師、謝金等の予算化もさせていただいておりましたので、2月15日に講座という形で午前中、午後と、一部、二部構成ということで講座のほうも開催をさせていただきました。

残念ながら、参加者については、初めての講座ということもあり20名程度の参加ということでしたが、実際障害をお持ちの家族とか認知症の高齢者を持つ方の身内の方とかという方もその中に参加をいただいております。

今後も、この制度についてはこれから高齢者の増加も当然ございますので、必ず必要になってくる制度と思いますので、周知については十分行ってまいりますし、利用促進について今後も力を入れていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長　ほかに質疑ございますか。12番、中島宗昭議員。

中島宗昭議員　関連でございますが、今の後見人制度、私はちょっと分かりませんが、精神疾患の後見人制度というのは利用できますか。

議長　答弁を許します。池末福祉課長。

福祉課長　中島議員のご質問にお答えします。

その対象者の方がこの制度、後見人として手続をとる場合、その仕組みの中に後見人、補佐、補助人という形で3段階に分けられております。全くその方が本人の状態に応じて、これは病院の先生の診断書が要るんですけども、全

くそういう判断できない状態であれば後見、何かしらか本人の意思があるということであれば補佐、大体のところは本人ができるけれども、何らかの補助が必要だよという場合の段階であれば補助という制度のほうに3段階に分けられておりますので、その方の状態によって後見の内容については裁判所が判断して選任されるということになっております。

以上でございます。

議長 よろしいですね。

ほかにございますか。7番、益田隆一議員。

益田隆一議員 1点、74ページのICTの保育なんですけれども、これはまた委員会のほうで聞かせていただきます。

ちょっといろいろ思うことがありまして申し上げさせていただければと思うんですけれども、先ほどのマスクの話なんですけど、追い打ちをかけるようで申し訳ないんですが、これは私の、すみません、5分ばかりお時間頂ければと思うんですけれども、私の家は、本当ここ最近なんですけれども、郵便物が届いたんですね。郵便物に関しては全て消毒します。よそから持ち入れたらまずいということで、しかも昨日は国際便で中国から来たんですよ。何のものだろうかと思って、やはり心配じゃないですか。これはバイオテロじゃないのかなと、それぐらいの、今これだけ話題になっているので、たまたまそれは電気の部品だったんで、やはりそれだけ敏感になっているんですよ。

それから、北島議員も申し上げたとおり、マスクの件なんですけれども、6万枚備蓄しているとありますよね。その6万枚備蓄しているのはじゃいつ使うのかという話になると思うんですよ。

本当すみません、感情的になって申し訳ないんですけども、もしこれを例えれば行政側が6万枚、先ほど北島議員がおっしゃいました、高齢者であったり、そういう弱者に対して配るのはどうだろうかということ、私検討すべきことでもないと思うんですよ。

それは逆に行政側から配るような形に持っていかんと、仮にこの6万枚あって、それを行政側が配るのが面倒くさいとか、大変業務が増えるとかいう気持ちであれば、私はそれはちょっとお門違いかなと思うんですよ。やはり行政サービスというのは、町民が困っているのであれば手を差し伸べて、こちら側から提供するというのが本来あるべき姿かなと思うんです。6万枚持っていて、私はいつも思うんです、私の立場と、もう一人町民が仮におったとする。この町民がどう考えるだろうという言葉は今申し上げさせてもらっているんですよ。その町民がもし、その6万枚をいつ使うのと答えたら、答えられるかどうかということだと思うんですよ。6万枚持っていて何も意味ないのであれば、やはりそういう困っている人たちにどうだろうか。

特にやはり独居老人、これは私の知人から聞いています。知人から相談がありました。マスクなくて困って、外出できないんだよねと言っているんですよ。これは独居老人です。要は、買いにいつてもないと。ただ、マスクがないから買物に行くのも怖いというんですよ、売っていないから。

じゃ仮にその方が役場に行って、役場職員がしておったと。多分役場職員は自分で買われたと思いますよ。ただ、役場職員がしておったら、あんたそのマスクどげんしたとねという話になると思うんですよ。これは別に役場職員が悪いというわけじゃないんです。町民から見るとそういう目線でやはり見られてしまうんですよ。

やはりこれは、先ほど6万枚も既にあるのであれば、多分恐らく、順調にい

けば4月ぐらいには収まるかもしれないです、このウイルス関係が。全部何事もなかったかのように終わって、6万枚取っておいたねで終わると思うんですけども、その6万枚をじゃいつ使うかという話だと思うんです。この時期に使わんでいつ使うのかという話だと思います。

これを、何遍も申し上げますけれども、これをただ行政側が手間だと、告知するのが大変だということであれば、私はそれはちょっと行政サービスと違うのかなと。これは黙っておれずに申し上げたところなんですけれども、これはやはり全員に配れというわけじゃないんです。希望があった人に関しては、わざわざ告知せんでいいと思うんですよね。ちょっとこのマスクどげんかならんやろうか、実はこうやって役場が無料で、例えば独居老人に関しては、例えば証明書か何か出してもらえれば5枚ぐらい配付しますよとか、それだけでいいと思うんですよ。ああ、役場ようしてくれた、役場いったらこの間もらえたよという話になると思うんですよ。全員が全員もらいにくるわけではないと思います。

やはり気にしていない人もいますんで、そういうふうな向こうから来たやつに対して応えるんじゃないくて、こちら側から提供するというのも私は行政サービスの姿かなと思いますけれども、すみません、これは別に答弁求める必要はない、すみません、私感情的に申し上げているわけじゃないんですけども、ちょっと思うところがありまして、私個人的にもそういう知っている方、知人であれ困っている人もいます。どうにかしてあげたい。でもできない。でも町には6万枚ある。じゃこれどうするのだという話だと思います。一町民が思うのであれば。

多分これ、全員が今、この6万枚あるというのが全町民に触れ渡ったらどう思われるかですよね。役場6万枚持っているらしいよ、一枚も配らんらしいよ

と、多分そうなると思いますよ。これは別に私がロコミで言っているわけじゃないですよ。言うわけじゃありません。ただ、そういうことを考えて行政側は動くべきではないのかなど。本当今の時期動かんかったら、何事もなく1か月間、何事もなく6万枚持っておったとしても、何の在庫の意味もないと個人的には思いました。すみません。ちょっと本当5分ばかりあれなんですけれども、申し訳ないです。すみません。

議長 意見ということでよろしくお願いいたします。

以上、質疑、終結いたします。よろしいですね。

質疑なし

議長 これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。再開を11時といたします。

休憩 10時49分

再開 11時00分

議長 すみません、ちょっと若干早いですが、再開をいたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

北島議員のほうから会計課長のほうに質問がありましたので、休憩の時間を利用して準備ができたということでございますので、答弁を許したいと思います



す。的場会計課長。

会計課長 北島好昭議員の質問に対してお答えいたします。

県内の状況は、業務委託先に委託している自治体の件数はどれくらいあるかということについてなんですけれども、本町は契約しているところの業者につきましては、やはり作成しましたデータを近隣と比較する必要性があるということを鑑みまして、県内のほうを調査しておりました。県内で契約しているところが、契約段階においては9の団体がございます。

そういったことを踏まえて、そしてまた本町が同じ町の規模、よく比較するところの自治体があるんですけれども、そこがどこに契約しているかというのを踏まえたところで、今回契約先の選定の一つの要因として選んだところがあります。

ですので、その県南のほうにつきましては、調べた結果、9の自治体のほうの確認がとれたところでした。

以上で、北島好昭議員の質問に対する答弁のほうを終わらせていただきます。

議長 よろしいですか。北島好昭議員。

北島好昭議員 今のところ、最後は県南と言ったんですか。県内かね。県南、南のほうだけ。全県的にはまだ分かっていないわけだね。

会計課長 全県的に当たっても、そこと比較するかどうかという。ですから、必要最低限度、県南と比較したほうが。

北島好昭議員 契約していますよという話ね。ありがとう。

議長 よろしいですね。

質疑なし

議長 それでは、続いて、73ページ、4款衛生費について、順次説明願います。田中健康課長。

健康課長 4款衛生費、74、75ページをお願いします。

1項保健衛生総務費8,382万円でございます。前年度比1,092万8,000円の増で、会計年度任用職員等の人件費増でございます。

内訳といたしまして、説明欄の保健衛生総務費、負担金の下から3つ目の病院群輪番制事業負担金262万7,000円でございます。大川三潞医師会、柳川山門医師会に属する病院、医院において、初期の救急医療施設から転送された重症患者を受け入れ、医療行為を実施する事業でございます。

その他、負担金として8事業あり、負担金合計が357万9,000円でございます。

2目予防費4,950万7,000円、前年度費402万6,000円増でございます。

伝染のおそれがある疾病の発生及び蔓延を予防するために、予防接種の実施等により国民の健康の保持に寄与することを目的としております。

予防接種事業につきましては、78ページの説明欄をお願いいたします。

予防接種業務委託料として4,841万8,000円でございます。予防接

種には、法令に基づいて市町村が主体となって実施する子供の定期接種と、希望者が各自で受ける高齢者インフルエンザ、高齢者肺炎球菌の2つの任意接種があります。接種費用は、定期接種は公費ですが、任意接種には自己負担があります。

令和2年10月からロタウイルスワクチンの接種が始まり、令和2年8月生まれの乳児から対象になり、1人2回接種することとなっており、その費用が増額となっており、この目の増因となっております。196万2,000円がロタウイルスに対する接種費用として計上しております。

また、昨年度、国の事業として、先天性風疹症候群の発生を抑えるための緊急対策事業が開始され、風疹抗体保有率の低い世代の男性に対する風疹予防接種及び抗体検査実施を行い、令和2年度は昭和37年4月1日から昭和47年4月1日生まれまでの男性にクーポン券を発送することとしております。

3目健康増進事業1,795万5,000円で、前年度比39万2,000円減でございます。健康増進事業は、疾病の早期発見、早期予防のため、がん検診、歯周疾患検診、骨粗鬆症検診、胃がんリスク検診等に関する予算を計上しております。

がん検診には、健康福祉センターにおいて検診バスで行う集団検診と、町内医療機関で行う個別検診があります。町で行うがん検診は保険の種別関係なく受けることができ、特に早期発見による効果が高いと言われる胃がん、乳がん、子宮がん、大腸がん、前立腺がんなどがあります。

健康増進事業委託料1,616万5,000円は、各種がん検診等の委託料でございます。

以上でございます。

こども未来課長 4目母子保健事業1,993万5,000円をお願いしております。これまで、母子保健事業は健康課健康づくり係で担当しておりましたが、令和2年4月から子育て世代包括支援センター開設に伴い、こども未来課で事業を引き継いでの予算となっております。予算額は前年度より50万3,000円の増となっております。

主なものといたしまして、7節報償費89万4,000円は、乳幼児健診時の医師、歯科医師の雇上げ料でございます。

12節委託料1,537万1,000円は、妊婦健康診査委託料1,350万2,000円及び乳幼児健診時のスタッフ委託料186万9,000円でございます。

18節負担金補助及び交付金293万6,000円は、これまでの県外受診の妊婦健康診査助成金及び特定不妊治療費助成金140万円に加え、新年度から新規事業として産婦健康診査助成金135万円でございます。

以上でございます。

健康課長 5目介護予防日常生活支援総合事業359万9,000円で、前年度比178万7,000円減でございます。

昨年度、地区老人クラブやサロンで自主的に血圧測定を行い参加者が健康管理を行うことができるよう、電子血圧計の購入費用として149万円を計上し、希望箇所に貸し出し、事業目的が完了したこと及び介護予防事業、おおき健康大学口腔・栄養コース、昨年度25万5,000円を計上しておりましたが、健康づくり公社に委託し指定管理委託料で対応することとし、今年度減額となっております。

主なものとして、大喜楽サロン委託料として304万2,000円ござい

ます。

6目やすらぎ苑管理費1,875万4,000円、前年度比858万7,000円増でございます。やすらぎ苑の維持管理に関する予算でございます。

令和2年度は、火葬炉2号炉全面積替え工事を予定し増額となっております。支出の主なものといたしまして、79、80ページをお願いします。

光熱水費171万円は、電気代、水道代でございます。修繕料241万円、火葬炉のエキスパンジョイント補修が26万円及び炉内台車耐火物補修費用が165万円等でございます。

火葬業務委託料330万円でございます。

火葬炉設備工事として908万6,000円を計上しております。火葬炉1号炉の全面積替えの予算でございます。

以上でございます。

環境課長 7目環境衛生費につきましては、前年度比11万9,000円減の295万6,000円をお願いしております。

説明欄をお願いします。

環境保全対策事業で主なものといたしまして、クリーク、河川、井戸水の水質検査及び騒音等の公害発生時の測定委託料としまして171万9,000円を計上しております。

また、野焼きやポイ捨てに対する環境保全パトロール業務委託料としまして41万3,000円を計上しております。

次に、8目地球温暖化対策事業費につきましては、前年度比160万1,000円増の346万4,000円をお願いしております。

説明欄をお願いします。

地球温暖化対策事業で、主なものとしたしまして、温室効果ガス排出量実質ゼロ社会の実現を目指し、近年の気候変動の状況を住民の皆様と共有するためなど、町民会議等を開催するための費用としまして、アドバイザー謝金や委員報酬など、報償費11万3,000円、また住宅用太陽光発電設備や蓄電池システム、令和2年度から取り組みますV2Hシステム等を住宅へ設置する際の地球温暖化防止対策支援補助金としまして330万円を計上しております。

次に、9目合併処理浄化槽推進事業費につきましては、前年度比191万3,000円減の5,700万3,000円をお願いしております。

81、82ページをお願いします。

説明欄、浄化槽設置推進事業で主なものとしたしまして、合併処理浄化槽維持管理協会助成金につきましては、社員2名、嘱託職員2名の人件費相当分に浄化槽機能回復助成事業に対する支援分を加え、2,015万4,000円を計上しております。

また、合併処理浄化槽設置補助金につきましては、近年の設置状況を踏まえ、3,682万3,000円を計上しております。

2項清掃費につきましては、一般廃棄物の広域処理に係る費用を1目塵芥処理費として、町の資源化独自処理に係る費用を2目もったいない宣言推進事業費として計上いたしております。

まず、1目塵芥処理費でございます。前年度比148万4,000円減の1億1,253万4,000円をお願いしております。

説明欄、塵芥処理費で主なものとしたしまして、町指定ごみ袋等の印刷費として369万1,000円、塵芥収集及び大川市に委託しております塵芥焼却処理委託料としまして8,119万6,000円を計上しております。

また、八女西部広域事務組合負担金としまして2,652万8,000円を

計上しております。

次に、2目もったいない宣言推進事業費につきましては、前年度比52万9,000円増の1億1,448万4,000円をお願いしております。

説明欄、もったいない宣言推進事業で主なものといたしまして、各地域や小学校PTA等の団体で回収されました紙類、布類に対するリサイクル事業報奨金として150万6,000円、紙おむつやプラスチック等資源ごみの処理業務委託及び高齢者等ごみ出しサポート事業を含む資源ごみの分別収集委託料として1,618万6,000円、ごみ分別をさらに推進するため、ごみ分別アプリ導入委託料として5万5,000円及びアプリ使用料として15万9,000円を計上いたしております。

また、地域での分別指導やごみ置場の改善等に対する地域への交付金として、大木町ごみ減量化対策交付金201万6,000円を計上しております。

次に、環境プラザ・バイオマスセンター運営事業で、主なものといたしまして、バイオマスセンター指定管理料として7,684万5,000円、環境プラザ指定管理料としまして1,482万9,000円を計上しております。

詳細につきましては、別途お配りしております一般社団法人サステイナブルおおき指定管理委託料明細をご覧くださいと思っております。

以上でございます。

会計課長 3項上水道費、1目上水道施設費、6,476万8,000円です。前年度と比べ2,814万6,000円の減となっております。

次のページをお開きください。

右側説明欄にあるとおり、上水道事業会計へ4,300万、福岡県南広域水道企業団へ2,176万8,000円を計上しております。

以上でございます。

議長　　ここで、4款衛生費について質疑を行います。質疑ありませんか。1番、馬場高志議員。

馬場高志議員　　82ページのもったいない宣言推進事業のところのごみアプリ導入委託費5万5,000円、その3つ下、アプリ使用料、これは関連しているところだと思うんですが、委託料は導入時の費用ということでかなり低く抑えられていますが、このアプリの使用料ということであれば15万9,000円ですか、年間の費用だと思うので、月に換算すると大体13万ぐらいの費用になるかと思います。

15万9,000円を割ると……分かりました。勘違いでした。私ちょっと一桁間違えていたのですごく高いなと思っていたので、その内訳をお伺いしたかったんですけども、その件はなしでオーケーです。

以前、個人的にお伺いしたこともあったかと思うんですけども、外国人の方が少しずつ増えているということで、特にベトナム語とかのごみ分別の記載をポスターにお願いできないかと以前お願いしたことがあります。アプリのほうに乗せたいという回答ももらっていたんですが、このアプリのほうには外国語は対応しているのかどうか教えてください。

議長　　答弁を許します。中村環境課長。

環境課長　　馬場議員のご質問に対しご回答させていただきます。

ご指摘いただいております外国語表記のアプリの導入でございますが、事業



者のほうへ問合せをしております、外国語対応は可能であるという回答を得ております。

しかしながら、今回、当初予算として計上しておりますものがまずは日本語版の導入ということでさせていただき、別途外国語は別料金で対応するというところでございますので、ベトナム語はもとより、英語も含めまして今後導入に向けて検討してまいりたいというふうに思っております。

今回は、まずは日本語表記のアプリの導入ということで考えておるところでございます。

以上でございます。

議長 1 番、馬場高志議員。

馬場高志議員 ちょっと思ったよりも料金が低かったのも、特に費用対効果という点では全然全く問題ないとは思いますが、この業者を選定するときに幾つか見積り等は取られたのでしょうか。

議長 答弁を許します。中村環境課長。

環境課長 馬場議員のご質問に対しお答えさせていただきます。

見積り徴収事業者でございますが、昨年、複数の事業者により、近隣市町合同により講習会のほうを行っております。その後に数社のお見積りを徴取したところ、それを参考に今回の当初予算に計上させていただいたということでございます。

以上でございます。

議長 よろしいですね。

ほかに質疑ございますか。3番、原田勝議員。

原田勝議員 地区の資源ごみ回収ときに、今若干言われた件ですけれども、日本語で掲示板に、例えば缶とかペットボトル、スプレー缶、いろいろ日本語で多分書いてあるんですよね。それを今、英語とかベトナム語とか言われたんですけれども、分かりやすく、例えば缶やったら缶の絵を描くとか、ペットボトルの絵を描くとか、そういう掲示板の仕方はできないものかなと、要望なんですけれども。

議長 看板等を予算計上しているかということですか。違うならば、ちょっと予算と関係が……

原田勝議員 だから、そういうやつも予算計上にしてもらいたいなど、逆に言ったら。外国人が増えていく中で、英語とかベトナム語がもう大変なら、絵を描いて、写真でもいいです、看板に日本語の横に添えるとか、できれば。

議長 そういったごみ収集、外国人に対する対応は新年度予算でなされているかというふうなことで質問を受けたいと思います。中村環境課長。

環境課長 原田議員のご質問に対してご回答させていただきます。

議員ご指摘のとおり、本町におきましても、あらゆる各国から見えられておるということは重々承知をしております。

それで、先ほどの馬場議員、今回の原田議員の外国語表記ということにつきましては、我々も今どのように外国の方に対する表示をしようかということで検討のほうを重ねております。

それで、一番分かりやすいというのが、やはり先ほどご指摘されました絵で示すということが一番早い道なのかなというふうに考えておりますので、今回のご提案に対し前向きに検討して、分かりやすい表記の仕方を検討してまいりたいというふうに思っております。

以上です。

議長 次、10番、古賀知文議員。

古賀知文議員 それでは、2点お願いします。

まず78ページ、母子保健事業についてですけれども、真ん中、妊婦健康診査委託料、これ、1,350万2,000円かな、今計上してあります。これ、たしか補正で落としたんじゃないかな、三角にしたんじゃないかなと思うんですけれども、これは要は前年度かな、若干上がっていたんですけども、元に戻ったというような、要するに妊婦の人口、これが元に戻りつつあるという話があったんですけれども、これ、たしか去年は920万ぐらいの決算じゃなかったかと思うんですけれども、これ1,350万2,000円計上してあるこの理由をちょっとお聞きしたいのが1点。

それから、82ページのこの塵芥処理費、真ん中辺りなんですけれども、これは文教のほうに、委員会のほうで説明しておいてほしいんですけれども、八女西部広域事業組合負担金が2,652万8,000円かな、を計上してあるんですけれども、たしか今年度は2,100万ぐらいじゃなかったかなと思う、

決算が。ですから、これはまた多くなっているの、そこいらの内訳について文教のほうの委員会のほうで説明しておいてほしいと、そういうふうに思います。

議長 1点だけ答弁を求めたいと思います。78ページの妊婦健診の委託料についてということで、内藤こども未来課長、よろしく願いいたします。

こども未来課長 古賀知文議員の質問にお答えいたします。

妊婦健康診査委託料につきましては、県内の市町村が全部県の医師会と同じ内容で契約して、一人の妊婦がそれぞれの周期に合わせて健診を受けるということで、14回を最大受けることができるようになっております。これはただ14回受けられるんですけれども、やはり全部が全部受けられる方ばかりではないということで、予算計上ではある程度その分の回数受けられるということを見込んでおりますけれども、それよりも回数が下回る部分ですとか、実際は妊娠される方の数とか、あと転入された方とかであれば、それまではこちらのほうで受けずに前のところで受けられているとかいう、そういうふうな部分で、最終的には実態で若干下回ることも予想されますけれども、予算計上段階では考えられる部分ということで、当初予算としては決算よりも多めにといいますか、可能性がある部分で組ませていただいているような状況となります。

以上で答弁を終わります。

議長 よろしいですね。

次に、12番、中島宗昭議員。

中島宗昭議員 サスティナブルおおき指定管理料の明細のほうなんですけれども、宣伝広告費、前年より58万1,000円増ということでございます。備考欄、見てみますと、優良地の地区の表彰とアクアス割引券ということでございますが、いきなり倍増に増えたということの裏づけを一つお願いします。

それから、さっき妊婦健診の診察委託料の件が出ましたけれども、これは意見としてちょっと、妊婦を検査、その前、以前、子供ができる前の検査があるそうです。そういったところで、その前の、結婚して妊婦さんが検査して、この方はちょっと障害ができるとか、いろいろな治療をしてから子供をつくる、そういったことができるということでございますので、そういったところは少し調べていただいたらということでございますので、意見です。

議長 それでは、こっちの別冊資料のほうの宣伝広告費が105万1,000円というふうに増額されている理由について答弁を求めたいと思います。中村環境課長。

環境課長 中島宗昭議員のご質問に対しお答えさせていただきます。

サスティナブルおおき、とりわけバイオマスセンターの宣伝広告費の本年度予算計上が増額の意図はということであったかと思っております。

その件につきましては、まず一つにホームページ等の作成のほうを是非したいというふうに思っております、そちらのほうで約30万程度見込んでおるところでございます。

加えて、環のめぐみの袋代ということで、現在アクアスさんのほうへご依頼申し上げておるんですけれども、そちらのほうに対する環のめぐみの宣伝広告に対する助成金ということで20万円弱計上して、主にこういった理由により

増加、計上させていただいておるといふこととございます。

以上とございます。

議長 よろしいとすか。12番、中島宗昭議員。

中島宗昭議員 環のめぐみのほうの袋といふことと、環のめぐみの袋もこのサスティナブルのほうとつくるんとすか。

議長 答弁を許します。中村環境課長。

環境課長 中島宗昭議員のご質問に対してお答えさせていただきます。

環のめぐみにつきますしては、議員さん方ご承知のとおり、液肥をを使ったお米といふことと、本町のいわば特産物といふことと好評を得ているところとございますと、液肥のもと、液肥をつくっておる循環センターといふことと、米の袋についてはアクアスのほうとつくっているんとすけれども、袋に対する助成金といふ形と助成のほうを今回行おうといふこととしておるところとございます。

以上とございます。

議長 12番、中島宗昭議員。

中島宗昭議員 分かっておるけれども、あえて、じゃ環のめぐみといふのは液肥をを使って栽培された米全部が環のめぐみでいいと思ひますけれども、地域を指定されております。その辺の考え方を町長、答弁をお願いします。

議長 答弁を許します。境町長。

境町長 中島議員のご質問にお答えしたいと思います。

環のめぐみという形の特別栽培米として、ご存じのように地区を限定をして液肥を優先的に散布をさせていただいて、別に収穫をして精米をしていると。環のめぐみの袋に入れて販売をしているという、そういうような形で、全くいわゆる特別栽培米、別扱いで販売をさせていただいているというようなことでございます。

議員ご指摘のように、液肥を使っている分については、基本的に全部環のめぐみじゃないかというようなご指摘だと思うんですけども、確かに液肥を使っている米もたくさんありまして、その部分については今のところ残念ながら一般米扱いで農協のほうに引き取っていただいているというような状況でございます。

できればそういうのも全部環のめぐみとして、特別栽培米として広く販売したいんですけども、今のところ、現在の量、現在環のめぐみとして栽培していただいているところの量を販売するというところが今のところ量的にはそれが精いっぱいという状況でございますので、議員ご指摘のように、せっかく液肥を使ってそういうような特別栽培米という形でやっているんで、そういうことについてはもう少し環のめぐみとしての販売先の拡大とか、町民の皆さんに利用していただくとか、そういうことも含めて考えていかなければいけないのかなというふうに思っております。

以上でございます。

議長 よろしいですね。

ほかに質疑ございますか。9番、徳永伸行議員。

徳永伸行議員　　80ページの環境保全対策事業のところなんですが、水質検査及び公害測定委託料171万9,000円と出ていますけれども、これは今までもあったんでしょう。それで、できれば測定地点の表示と、そのデータというのは、もし今までのがあれば公表してもらえないかなと思いますが。

議長　　答弁を許します。中村環境課長。

環境課長　　徳永議員のご質問に対しお答えさせていただきます。

水質検査の検査結果につきましては、毎年主要な施策の成果のほうに掲載をさせていただいているところでございます。住民の方々から求められれば、当然その都度掲載をしておるという状況でございまして、随時必要な箇所に、要求されればご報告を申し上げているというところでございます。

以上でございます。

議長　　9番、徳永伸行議員。

徳永伸行議員　　分かりました。それじゃ、今年できれば私のところにもお願いします。

それともう一つ、地球温暖化防止対策支援補助金というのが330万出ておりますが、これの内訳があれば委員会のほうにお知らせいただければと思いますので、よろしく申し上げます。



議長　じゃそちらについては、予算審査の折によろしくお願いいたします。  
ほかに質疑ございますか。

質疑なし

議長　それでは、なきようでございますので、4款についての質疑を終結いたします。

続いて、83ページより、6款農林水産業費より7款商工費まで、順次説明を願います。広松産業振興課長。

産業振興課長　6款農林水産業費、1項農業費、1目農業委員会費で569万5,000円をお願いしております。前年度比12万5,000円の増額となっております。

増額の要因として、農業委員会委員の改選により新委員の研修会参加に係る旅費等によるものでございます。

主な支出項目は、農業委員18名分の報酬444万4,000円でございます。

85ページ、86ページをお願いいたします。

3目農業振興費1億1,446万1,000円、前年度比2,974万1,000円の増となっております。

増額の主な理由は、水田農業担い手機械導入支援事業として、水田用乗用管理機を導入するための予算を計上したことなどによるものでございます。

主な支出項目につきましては、土地利用型農業振興事業の水田農業推進協議会の運営事務費補助447万4,000円、農業農村の有する多面的機能を維

持・発揮させるための共同作業を支援する多面的機能支払交付金事業として5,125万8,000円、水田農業転作作物振興支援事業補助金ほか1件、198万円は町単独事業で行うもので、大豆及び麦の収穫助成のほか、新規作物の導入支援や水田農業機械の導入支援に対する事業でございます。

水田農業担い手機械導入支援事業は309万円でございます。先ほど増額の主な事由で述べました補助事業費でございます。

農業担い手事業において、新規就農者移住定住促進事業補助金410万円、この事業は令和2年度より新たに創設した事業でございます。

事業概要は、ふるさと納税寄附金を活用した夢あふれるまちづくり事業採択事業、新規就農者100人育成プロジェクトとして2つのメニューとしてございます。

1つ目は、就農予定者定住促進事業で、町外から転入し、町内で営農しようとする新規就農予定者に定住に係る費用負担を軽減するための支援金を交付する事業、2つ目は、新規就農者転入促進事業、これは町外に在住し、町内で営農している新規就農者に転入に要する費用負担を軽減するための支援金を交付する事業で、いずれも新規就農者の定住及び営農活動の継続支援を図る目的で創成した事業でございます。

農業次世代投資事業交付金は、31件、38人を見込んで4,487万8,000円、新規就農者機械共同利用支援事業補助金ほか1件として170万円などを計上してございます。

続きまして、4目畜産費16万6,000円、前年度比22万8,000円の減でございます。

減額の主な理由は、補助金、優良家畜導入支援事業の皆減によるものでございます。

以上です。

建設水道課長 5目農地費164万4,000円、前年度と比べ5万2,000円の増となっています。

次のページをお願いします。

支出の主なものとしましては、18節の負担金補助及び交付金139万4,000円で、内容としては、説明欄にありますとおり、筑後川土地改良区ほか水利関係団体への負担金となっております。

6目地籍調査費797万2,000円、前年度と比べ142万円の増となっております。

支出の主なものとしましては、12節委託料767万円で、内容としては、測量業務並びに地籍図修正業務委託料となっております。申請に基づく官民境界の復元や後退道路寄附のための測量業務が増加しており、当該分の委託料を増額計上していることがこの目の増額の理由となっております。

以上です。

産業振興課長 7目土地改良費で9,617万5,000円をお願いしております。前年度比74万6,000円の増額となっております。

増額の要因として、筑後川下流地域の市町において、国営水路に係る土地改良施設維持管理を行っており、排水機場のオーバーホールの費用を予算化したことなどによるものです。

主な支出は、大木町土地改良区補助金元利償還金補助7,316万6,000円、それと事務費補助318万6,000円、そのほか筑後川流域利水対策協議会負担金等で395万円、水資源機構管筑後川下流用水事業建設費負担金

等 1, 441万2, 000円などを計上しております。

続きまして、8目農業振興地域整備費で436万1, 000円をお願いしております。前年度比83万8, 000円の増となっております。これは、平成31年度から2年間をかけまして農業振興地域整備計画の全体見直しに着手することとしており、平成31年度、令和元年度は農地の地番の確認や農家アンケート分析などの基礎調査を行っております。

令和2年度につきましては、整備計画の構想の検討及び計画策定業務を行うこととしております。

以上です。

建設水道課長            9目クリーク管理保全対策費 8, 423万1, 000円、  
前年度と比べ3, 795万3, 000円の増となっています。

支出の主なものとして、7節報償費101万円は、地域でのクリーク雑草駆除や町有水路管理委員への報償費です。

10節需用費142万5, 000円は、雑草駆除用に配付する除草剤代やトラクターの消耗部品代、燃料費などとなっています。

12節委託料688万1, 000円は、この後で述べる工事に際し、円滑な施工のため建物への事前調査を委託するものや、町有水路の維持管理業務を委託するもの等となっています。

次のページをお願いします。

14節工事請負費420万円は、国の緊急自然災害防止対策事業を活用して、大莞小学校周辺水路ほか1件の水路整備工事を実施するもの及び治水対策事業として山ノ井川の樋管改修工事を実施するもので、これらの増額分が当該目全体において前年度に比して増額している主な理由でもあります。

15節原材料費887万円は、地域で実施する水路補修作業に際し支給する材料費等、それから17節の備品購入費396万円は、支障木の伐採時、その場で処理できる粉砕機の購入費用などです。

18節負担金補助及び交付金は、花宗太田土木組合負担金などとなっています。

10目農地整備費1,502万円、前年度と比べ1,360万円の増となっています。

支出の内容として、18節負担金補助及び交付金で同額です。

内容の主なものは、県営事業となる次期農村総合整備事業の実施計画策定に係る負担金で、この目が前年度に比して増額している理由でもあります。

以上です。

産業振興課長 13目施設園芸型農業振興事業費で1億3,572万9,000円をお願いしております。前年度比435万8,000円の減となっております。

減額の主な要因は、イチゴやアスパラガスなどの施設整備を図る活力ある高収益型園芸産地育成事業において要望額が減少したことなどによるものでございます。

主な支出は、生産部会に対する特産農産物振興のための補助金として200万円、活力ある高収益型園芸産地育成事業費補助金1億847万8,000円、大木町産地パワーアップ事業費補助金2,500万円などを計上しております。

14目おしゃれなまちづくり事業費で2,382万円をお願いしております。前年度比119万3,000円の増となっております。

増額の要因は、道の駅おおき及び地域創業交流センターの指定管理に係る委

託料で、人件費などによるものでございます。

この科目では、地産地消や六次化推進のための予算を計上しております。

主な支出内訳といたしまして、道の駅おおき及び地域創業交流支援センターの指定管理料1,698万円、環のめぐみや環のかおりの地域内消費喚起と多子世帯を応援する地産地消促進補助金301万3,000円、92ページの大木町農産物加工促進補助金100万円などを計上しております。

地域創業交流支援センター等管理運営委託に係る指定管理料及び農産物加工販売施設管理に係る指定管理料につきましては、別途委託料明細書を配付しておりますので、後ほどご覧ください。

91ページ、92ページをお願いいたします。

7款商工費、1項商工費、1目商工総務費で2万5,000円をお願いしております。職員旅費でございます。

2目商工振興費で9,338万2,000円をお願いしております。前年度比242万1,000円の減となっております。

減額となった主な要因は、住宅改修補助金100万円、プレミアム付商品券システム導入に係る委託料が皆減したことなどによるものでございます。

主な内訳につきましては、負担金で商工会への運営補助金750万円をはじめ、住宅改修事業補助金200万円、地域振興券事業補助金300万円、中小企業融資預託金利子補給補助金270万円、貸付金で中小企業融資の原資といたしまして金融機関に預入れを行います預託金7,500万円などを計上しております。

3目消費者行政費で35万5,000円をお願いしております。前年度比4万円の減でございます。

主なものは、久留米広域消費生活センター負担金30万4,000円ござ

います。

4目地方創生費で3,293万2,000円をお願いしております。前年度比3,631万8,000円の減でございます。

減額となった主な要因は、地域おこし協力隊員が3年間の任期満了等を迎えたことから、同隊員に要する費用と宿泊整備事業費の皆減などによるものでございます。

93ページ、94ページをお願いいたします。

主な支出内訳といたしまして、地域創成費でWAKKAプロジェクトマネジャー8名分の人件費を含む地域創業交流支援センター推進業務委託料といたしまして2,761万2,000円、町の事業に参加、協力した人にポイントを付与し、町内で利用できる商品券と交換する地域ポイントシステムの保守管理料124万6,000円、地域ポイントシステムの運用に必要な端末機2台分の予算といたしまして通信用機器購入費19万1,000円、行政ポイント事業などのポイント還元に係る費用については、運営協議会を設置いたしまして、その組織を母体としてポイント還元を図る予算として332万円を計上しております。

なお、移住定住推進事業として地域おこし協力隊及び出合い応援事業を行ってまいりましたが、これまでの一定の効果などを踏まえ、新年度におきましては見送ることとしております。

以上でございます。

議長　　ここで、6款農林水産業費より7款商工費までについて質疑を行います。質疑ありませんか。11番、小島裕司議員。

小島裕司議員　　1点お尋ねしたいんですが、88ページの地籍調査費の中で、委託料で、測量地籍図申請業務委託料というのが計上されてあります。課長の説明の中では、4メートル未満の道路の道路後退部分の測量が増えたりとか官民境界が増えているということで予算が上がってきているかと思います。

町の考え方として、これ、寄附採納が主なのか、自己管理が主なのか、これは個人が選択される部分であるかと思うんですけれども、原則寄附採納として、町の道路として管理していただきたいと個人的には思っておりますが、町の考え方としてはどのようにお考えでしょうか。よろしく申し上げます。

議長　　答弁を許します。川村建設水道課長。

建設水道課長　　ご質問にお答えいたします。

先ほどご指摘ありましたとおり、寄附採納、後退道路における寄附については原則受け入れるということで考えております。

過去において、自己管理の選択をされて寄附を受けずに道路としての舗装等ができていないという箇所は、今のところの私のほうでは把握はいたしておりません。

以上です。

議長　　よろしいですね。

2番、野口裕子議員。

野口裕子議員　　商工振興費についてご確認いたします。

マイナス242万1,000円の大きなものには、今年度されましたプレミ



アム付商品券の発行の分が来年度にはついていなくて、今までどおりの地域振興券に関してはこれまでどおりされているということでよかったですか。

それと、これまでどおりの地域振興券であれば、その300万というのは、今年とちょっと比較が私、できていませんけれども、同じでよろしいでしょうか。ご確認です。

議長 答弁を許します。広松産業振興課長。

産業振興課長 2番、野口議員のご質問にお答えをいたします。

まず、プレミアム付商品券の費用につきましてですが、平成31年当初予算におきましては、そのプレミアム付商品券を運営するためのシステムについての委託料がございました。その分についての皆減ということでございます。

それともう一点が、町の商工会が行っておりますプレミアム付商品券については今年度同額300万ということでございます。

以上でございます。

議長 よろしいですか。

では次、7番、益田隆一議員。

益田隆一議員 産業振興課にはなるべくボールは投げたくなかったんですが、あえて聞かせていただきたいところがございます。

88ページの農業振興地域整備計画策定業務委託料、これ、先ほど課長の話では2年で終わるといいますか、計画をされていらっしゃるという話を伺ったんですが、これ、話によれば結構大変な業務というふうに伺っています。

職員さんの負担もかなり大きいものと想定しますが、2年できっちり終わるといいますかね。

議長 答弁を許します。広松産業振興課長。

産業振興課長 7番、益田議員の質問にお答えをいたします。

法手続も含めると2年で終わらないということになります。

まず、今回2か年でやっているものにつきましては、まず基礎調査というものを今年度やらせていただいております。来年度につきましては、業務委託の中でその農業振興地域の構想であったり、あと計画書の策定業務についてお願いをいたしまして、早ければ令和3年度より法手続のほうに入っていくということと、あとはちょっと難しいところが、やはり県の農業振興地域の指定も受けておりますので、県との協議も必要になってございますので、最短でいけば令和3年度中に縦覧、公告まで終わってというところになるかと思っておりますけれども、その辺がどこまでいけるかというところはスピード感を持ってやりたいと思っておりますが、検討の協議も整う必要がございますので、そのようなスケジュールというふうになってございます。

以上でございます。

議長 よろしいですね。

ほかに質疑ございますか。10番、古賀知文議員。

古賀知文議員 すみません、94ページ、これは地方創生費の中で、地域操業交流支援センターの推進業務委託料、2,700万で、これは地方創生の活

性化補助金ということで、たしかこれ、いつまでだったかということと、これ、要は持続可能ないわゆる収益を目指してということで多分補助金が出ていて、あとは恐らく、今3,000万ほどずっと年間出ているんですけども、これ今、町長に聞いてもよろしいのかな、これに関しては要するにどういうふうな考えでおられるか、ちょっと説明願いたいと思います。

議長　それでは、答弁を許します。広松産業振興課長。

産業振興課長　10番、古賀議員の質問にお答えをいたします。

今回の委託料につきましては、プロジェクトマネジャーの人件費、それと事業費ということでございますけれども、平成27年度に策定いたしました大木町まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づきまして事業のほうを行っております。

その事業の期間でございますけれども、平成27年度から令和2年度までとなっております。

その次期構想ということで、令和2年度中に6次の総合計画のほうも検討されてございますけれども、そちらと併せて令和2年度中に戦略の計画につきましても策定し、令和3年度よりまた継続できるような形で行っていかうというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

議長　よろしいですか。10番、古賀知文議員。

古賀知文議員　確か、まち・ひと・しごとについては、国のほうはまた次期、

いわゆるそういう政策をやるというふうの一部聞いているんですけども、そういう話でこれがまた申請できればいいんですけども、若干心配なのは、そういうふうにしなかった場合には、一般会計から要するに出すような話になるとちょっと心配だなと思うものですから、ちょっと町長、そのところ。

議長 答弁を許します。境町長。

境町長 古賀議員のご質問の件でございますけれども、一応地方創生の事業の一環として国のほうの補助をいただいてWAKKAを立ち上げて、プロジェクトマネジャーを設置して、当初の目的であります地域産業活性化であるとか、そういうことをやっていこうということで現在やっておるわけでございますけれども、今は確かに議員言われるように人件費分については助成があるという形でやっておりますけれども、いつまでもあるということはずないというふうに考えております。

おっしゃるように、じゃこれをずっと町費で人件費を補助していくかということになってくると、それは多分難しいだろうというふうに思っておりますので、その分についてはもう、WAKKAを立ち上げて今度3年目になりますので、その辺については本当に今年度はある程度勝負の年かなと、そこら辺についてはしっかり方向性を定めていかないといけないのかなと。

それはもう今後の助成がどうなるかというのが一つまたありますけれども、やはり基本的にあそこでしっかりとした結果を出していく、その結果に対して町が助成できる。結果が出ればもちろん町が一定の負担をするというのはいいと思うんですけども、そこら辺については新年度、令和2年度中にしっかりとした方向性は出す必要があるというふうに考えております。これはしっかり

やっていきたいと思います。

以上でございます。

議長　ほかに質疑ございますか。5番、古賀靖子議員。

古賀靖子議員　91ページの地方創生費のところなんですけれども、今回3,631万8,000円減で、地域おこし協力隊を募集していないということなんですけれども、町の活性化のためにもこれは必要だと思っているんですけれども、よろしいですか。お願いします。

議長　それでは、答弁を許します。広松産業振興課長。

産業振興課長　5番、古賀議員の質問にお答えをいたします。

先ほど説明いたしましたとおり、地方創生の中の費用においては、地域おこし協力隊についての事業化は今回見送るということでございます。

2款4目で企画費の中で1名分だけ地域おこし協力隊員の分が事業化されているかというふうに承知をしております。

それで、今回、昨日の補正の中でも少し話が出たかと思いますが、今年度6名実際いらっしゃったんですけれども、2名の方が希望退任という形が取られてあったりというところもございました。それと、今回3名の方が3年間の任期を終えられまして、一応町内のほうに定住をされるということになっておりますので、そちらの方の引き続き支援というか、そういったところをしていきたいというふうなことで考えております。

それとあと、移住定住促進といたしまして、相談事業も行っております。そ

の中で、そういった、例えば町外から町内にちょっとこの辺で住みたいであったりとか、こんな技術を持っているよというような方がもしあれば、そういった方を地域おこし協力隊員という形で任命することはあるかと思えますけれども、この地域おこし協力隊も総務省が創設いたしまして結構時間たっておりますので、ある一定の、もともと定着される方は定着されている、または自分のスキルアップであったりとか、自分が住みたい地域を探してちょっと動いてある方もいらっしゃいますので、今年度につきましては、地方創生事業といたしましては地域おこし協力隊員の事業につきましては見送るということでございます。

以上でございます。

議長 よろしいですか。

ほかに質疑ございますか。11番、小畠裕司議員。

小畠裕司議員 すみません、ちょっと12時超えちゃったんですけども、申し訳ございません。回答は要りませんので、各常任委員会のほうで検討いただければと思っております。

先ほど1回質問がありました88ページの中の農業振興地域整備計画策定業務のところなんですけど、先ほど課長のほうがお答えしていただきました、これ、農地法だけではなくて、まちづくりに非常に関わることなんで、土地利用計画を基にした何らかの施策が要るんじゃないかというふうに考えている。農地法だけでいくと、これ、基本ハードルが少し高過ぎるんじゃないかと思っております。これは町長主導で何とかやっていただければというふうに考えております。

よろしくこれご検討お願いしたいのと、それから、92ページのほうで中ほ

どに住宅改修の助成金が100万ほど、毎年300万が100万、減額になったということになっております。これは、大木町の住宅改修で100万減るとなってくると、10分の1の予算なので1,000万ほどの商工業者の売上げが減るといふふうに考えております。これは予算措置なので、もし枠が足らなければ補正予算でも上げていくという考え方でよろしいのでしょうか。そこだけ1点だけお尋ねをしたいと思います。

議長 答弁を許します。広松産業振興課長。

産業振興課長 11番、小島議員の質問にお答えをいたします。

住宅改修事業につきましては、議員ご指摘のとおり100万円の減額をさせていただいております。

この減額の理由につきましては、令和元年度事業につきましては予算300万計上いたしまして、予算のほうを頂いておったのでございますが、昨日までいきますと180万円程度の執行になってございます。2月に予算編成をすに当たって、今年度の予算執行を見ながら、一応当初予算といたしまして200万円ということで計上をさせていただいております。

また、住宅改修につきましては災害等の台風災害ということで、そういったところもある可能性もございますので、またそのときを見ながらこの予算のご相談をさせていただきたいというふうに思います。よろしく願いいたします。

以上です。

議長 答弁を許します。境町長。

境町長 答弁は要らないということでございまして、本当は言わないほうがいいのかも知れませんが、今回、農振地域の見直しということで予算をお願いしていますが、土地利用に関しては本当に町の大きな課題であると。

私個人としても、農振地域だけではやはり解決できない。そうなってくると、やはりこれまでの土地利用の考え方を少し大きく変えないといけない。それは簡単なことではないので、議会の皆さんたちとも本当に知恵を出し合って、どうすべきなのかということは早めに議論しないといけないことなのかなと。

もちろん、農地をむやみに開発するということはもちろんあり得ないと思うんですけども、やはり一定、必要な部分、宅地開発すべき部分であるとか、そういう部分については少し整理をして可能性を探っていく必要があると思っていますので、議員各位の今後のご協力というか、一緒に考えていただきたいということで述べさせていただければと思います。

以上でございます。よろしく申し上げます。

議長 ほかに質疑ございませんね。

質疑なし

議長 それでは、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩をいたします。再開を午後1時、13時からとさせていただきます。

休憩 12時04分



議長　それでは、再開をいたします。

引き続き、93ページ、8款土木費より9款消防費まで順次説明を願います。  
川村建設水道課長。

建設水道課長　8款土木費、1項道路橋梁費、1目道路橋梁総務費7,823万7,000円、前年度と比べ1,631万8,000円の増となっております。増額となった要因は、人件費の増額です。

支出の主なものとしては、右側説明欄、道路橋梁総務費において、18節負担金補助及び交付金56万4,000円で、各種道路団体への負担金となっております。

2目道路維持費7,850万2,000円、前年度と比べ4,335万1,000円の増となっております。

次のページをお願いします。

支出の主なものとして、説明欄の道路維持費において12節委託料6,335万円は、町道の維持管理業務に係る作業委託費並びに道路台帳の補正業務委託費などとなっております。

14節工事請負費6,500万円は、町内道路の舗装補修工事や予算の組替えにより当該年度で実施する道路冠水対策としての舗装かさ上げ工事分を計上しています。

当該経費の増額がこの目全体の前年度に対する予算増の理由となっております。

3目道路新設改良費1億867万2,000円、前年度と比べ205万4,

000円の増となっています。

右側説明欄にありますとおり、道路新設改良費において、主な支出としては、14節工事請負費400万円、こちらはガードレールやカーブミラーなど交通安全施設を地域の要望に基づき設置、更新するものです。

自転車歩行者道整備事業では、12節委託料として250万円、道路工事による損失発生時に対応できるよう建物事前調査業務を委託する費用を、次に14節工事請負費として5,000万円、町道10号線自歩道設置工事区間における橋梁の架替え工事等の費用を、また16節公有財産購入費として600万円と、21節補償補填及び賠償金として3,200万円は、同じく町道10号線工事における用地費と補償費をそれぞれ計上しています。

狹隘道路整備等促進事業では、整備要望が上がっている堀田地区の狹隘道路の整備工事費を14節工事請負費に703万円、次期計画路線である上八院下地区の整備に必要な用地購入費用を16節の公有財産購入費へ131万円、それぞれ計上しています。

未就学児等交通安全対策事業では、14節工事請負費として350万円を計上しています。昨年9月に実施した緊急安全点検において各施設から要望の出した危険箇所について安全対策を施すための経費を計上しています。

最後に、この目全体で前年度当初に比して205万4,000円の増となっていますが、各事業において14節工事請負費が増額または皆増していることが主な要因となっています。

4目橋梁長寿命化点検修繕事業費2,250万3,000円、前年度と比べ550万円の増となっています。

支出の主なものとして、橋梁長寿命化計画に沿った60橋の点検業務の委託費を12節委託料に700万円、次のページをお願いします、1橋の架替え工

事費を14節工事請負費に1,000万円、架替え工事に伴う水道管移設工事への負担金を18節負担金補助及び交付金に550万円それぞれ計上しています。

2項河川費、1目河川総務費、43万6,000円、前年度と比べ2万2,000円の減となっています。

支出の主なものとして、18節負担金補助及び交付金42万6,000円は、福岡県河川協会など団体への活動負担金です。

3項都市計画費、1目公園費1,148万7,000円、前年度と比べ137万9,000円の減となっています。

支出の主なものとして、10節需用費223万4,000円は、各公園における電気代や公園施設の修繕費用などです。

12節委託料553万円は、各公園の管理業務や浄化槽管理業務に対する委託費です。

14節工事請負費300万円は、石丸山公園内の水路補修工事費を計上しています。前年度と比して工事請負費が減額していることがこの目全体での主な減額理由となります。

4項住宅費、2目空き家対策費264万7,000円、前年度と比べ4万1,000円の減となっています。

支出の主なものとして、18節負担金補助及び交付金250万円は、老朽空き家の解体費用の一部を補助する事業の発生予算として申請を見越して計上いたしております。

以上です。

総務課長 9款消防費、1項消防費、1目常備消防費、前年度比177万4,

000円減の1億5,243万円を計上しております。

減額の主な内容は、特殊車両整備事業及び職員の退職手当特別負担金などの減額によるものでございます。

100ページをお願いいたします。

負担金の内訳として、久留米広域消防特別会計予算の経常費負担金としまして1億2,613万7,000円、それからこれまでの事業の起債の元利償還金及び退職手当特別負担金合わせまして2,630万円でございます。

2目非常備消防費、前年度比550万4,000円増の4,027万2,000円を計上しております。

増額の主な内容は、大木町消防団が4年ごとに出場いたします福岡県消防ポンプ操法大会に要する費用の増額によるものでございます。

非常備消防費では、消防団員報酬862万円、退職報奨金300万円及び警戒活動や訓練等の費用弁償445万8,000円のほか、配備後20年を経過しました小型動力ポンプ付積載車1台の更新費用として746万6,000円など、合計3,470万5,000円を計上しております。

ポンプ操法県大会出場費では、訓練費の費用弁償288万9,000円のほか、結団式や慰労会などの賄い費95万6,000円、102ページをお願いいたします、操法用のホース、給水管などの備品購入費67万5,000円など、合計556万7,000円を計上しております。

3目消防施設費、前年度比15万2,000円増の583万5,000円を計上しております。

消防施設費では、消防サイレン専用回線占用料173万7,000円、消火栓の新設及び補修に係る水道事業への工事負担金250万円などを計上しております。

4目水防費、前年度比38万円減の49万6,000円を計上しております。この費目は、発生予算として、風水害時の消防団の警戒出動及び水防資材などの購入に係る予算を計上しております。

以上でございます。

議長　ここで、8款土木費より9款消防費までについて質疑を行います。質疑ありませんか。ないですかね。

質疑なし

議長　それでは、これをもって質疑を終結いたします。

続いて、101ページ、10款教育費より14款予備費まで、順次説明願います。野田学校教育課長。

学校教育課長兼生涯学習課長　10款教育費、1項教育総務費、1目教育委員会費141万円8,000円、前年度比11万4,000円の減となっております。教育委員会報酬が主な支出となります。

2目事務局費、9,733万1,000円、前年度比1,538万7,000円の増となっております。

増額の主な要因は、他の目で計上しておりました人件費について、この目に集約したほか、不登校など特別に配慮が必要な児童・生徒への対応の強化を図るため、指導主事を2人体制にするための費用などによるものです。

主な歳出として、次のページをお願いします。

事務局費690万4,000円では、児童・生徒及び教職員の健康診断委託

料200万2,000円を初め、スクールソーシャルワーカーや指導主事、ICT教育支援のための学校訪問などで使用するための車両の購入費として170万3,000円、児童・生徒のけがなどの補償に備えるための共済掛金132万8,000円などを計上しております。

3目教育力向上支援事業費611万8,000円、前年度比62万8,000円の減となっております。

主な歳出として、中学校での学習の支援を行うサポーターへの謝金168万円のほか、外国語指導助手業務委託料435万6,000円などを計上しております。

4目特別支援教育事業費5万3,000円、前年度比5,000円の減となっております。

主な歳出として、特別支援教育支援員などの費用弁償4万7,000円です。  
次のページをお願いいたします。

5目学校問題相談事業費831万2,000円、前年度比4万4,000円の増となっております。

主な歳出として、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーへの謝金として、それぞれ290万円、216万円を計上しております。

各小学校に2名ずつ配置しております家庭教育支援員への報償費242万円のほか、これまで配置しておりました学校問題研究相談員を廃止して、不登校など特別に配慮が必要な児童・生徒に対してきめ細かに対応していくために、教職員OB等によるスクールライフサポーターを新たに配置する費用として80万円を計上しています。

2項小学校費、1目学校管理費7,878万3,000円、前年度比2億4,891万3,000円の減となっております。

減額の主な要因は、木佐木小学校校舎増築に係る工事費のほか、工事管理委託料、用地購入費の皆減によるものです。

教育総務係が執行する学校管理費 2, 257万8, 000円の主なものは、各小学校の校医、薬剤師の報酬 234万2, 000円を初め、大溝小学校水辺公園、トイレ浄化槽修理などの修繕料として 369万2, 000円、教職員が使用する校務支援システムに係るパソコン機器類のリース代 785万4, 000円、令和3年2月に竣工予定の木佐木小学校校舎増築に係る備品類の購入費として 396万3, 000円などを計上しております。

次に、大溝小学校が執行する学校管理費 1, 789万円の主なものは、次のページをお願いいたします。

令和2年度からスタートする新学習指導要領により改訂される教科指導書の購入費を含む消耗品費 540万4, 000円を初め、光熱水費 427万3, 000円、用務員委託料 200万6, 000円などです。

木佐木小学校が執行する学校管理費 1, 640万1, 000円の主なものは、大溝小学校同様、教科指導書の購入費を含む消耗品費 481万9, 000円をはじめ、光熱水費 353万円、用務員委託料 198万4, 000円などです。

次のページをお願いします。

最後に、大荒小学校が執行する学校管理費 1, 377万円の主なものは、これまで同様、教科指導書の購入費を含む消耗品費 327万円を初め、光熱水費 303万円、用務員委託料 200万6, 000円などです。

2目教育振興費 1, 331万9, 000円、前年度比 218万2, 000円の減となっております。

教育総務係が執行する教育振興費 944万9, 000円の主なものは、新1年生が入学時に購入するいわゆるお稽古道具について、保護者の経済的負担軽

減を図るため、町で購入して貸与するための費用として47万6,000円を計上しているほか、経済的に困窮している保護者に対する就学援助費861万円を計上しております。

次のページをお願いいたします。

各学校が執行する教育振興費については、教材備品購入費として大溝小学校190万8,000円、木佐木小学校126万8,000円、大堯小学校70万円それぞれを計上しております。

3目学童農園設置事業費44万6,000円、前年度比1万3,000円の減となっております。この目では、3小学校が設置しています学童農園の運営に係る費用を計上しています。

3項中学校費、1目学校管理費2,965万5,000円、前年度比299万7,000円の減となっております。

次のページをお願いいたします。

教育総務係が執行する学校管理費303万4,000円の主なものは、中学校の校医、薬剤師の報酬82万6,000円のほか、グラウンドからの砂ぼこりが近隣の住宅に影響を与える問題を解決するため、防砂林の植樹工事費として80万円を計上しております。

次に、中学校が執行する学校管理費2,104万2,000円の主なものは、消耗品費280万9,000円を初め、光熱水費465万円、用務員委託料213万9,000円、教職員が使用する校務支援システムに係るパソコン機器類のリース代308万7,000円などです。

2目教育振興費1,269万9,000円、前年度比159万6,000円の減となっております。部活に対する助成金、教育総務係が執行する教育振興費999万9,000円の主なものは、部活動に対する助成金82万円のほか、



経済的に困窮している保護者に対する就学援助費 845万1,000円などです。

次のページをお願いいたします。

中学校が執行する教育振興費については、教材備品を購入する購入費用として270万円を計上しています。

続きまして、4項社会教育費、1目社会教育総務費4,556万5,000円、前年度比354万2,000円の増となっております。

社会教育総務費20万1,000円では、新たな取組として、社会教育に関する専門的・技術的な助言指導に当たる役割を担う社会教育主事を計画的に育成していくための費用として3万円を計上しております。

社会教育事業179万8,000円の主なものは、地域学校協働活動事業のコーディネーターへの謝金や成人式の記念品代です。

人権同和教育の推進22万7,000円の主なものは、次のページをお願いいたします、夏休み期間中などを活用して、親子で人権教育を考えてもらうためのDVDを購入する費用を計上しております。

2目公民館費238万2,000円、前年度比39万7,000円の減となっております。

公民館費では、各種セミナーや学習会への講師への謝金25万6,000円のほか、地区公民館長41名分の報償費147万6,000円をそれぞれ計上しております。

文化芸術活動支援事業42万5,000円の主なものは、久留米市と連携して行う芸術鑑賞事業に係る費用のほか、文化祭作品展示者への参加賞の購入費です。

3目青少年育成費159万6,000円、前年度比2万円の減となっております。

ます。

主な歳出として、青少年育成町民会議の補助金 1 1 6 万円のほか、校区民協議会及び少年補導員連絡会それぞれの運営支援に対する補助金です。

4 目文化財保護費 7 0 万 9, 0 0 0 円、前年度比 2 0 万 8, 0 0 0 円の減となっております。

主な歳出として、文化財表示看板等の修繕料 1 3 万 2, 0 0 0 円のほか、次のページをお願いいたします、久留米餅保存会負担金 2 1 万円及び全国重要無形文化財保持団体協議会負担金 5 万円をそれぞれ計上しております。

5 目図書情報センター施設管理費 3 7 0 万 3, 0 0 0 円、前年度比 2 7 万 2, 0 0 0 円の減となっております。

主な歳出として、館内の照明器具修理などの修繕料 4 5 万 5, 0 0 0 円のほか、エレベーター保守点検委託料 7 7 万 5, 0 0 0 円、清掃管理委託料 1 8 4 万 8, 0 0 0 円を計上しております。

6 目生涯学習まちづくり推進費 1, 5 0 0 万円、前年度比 2 万 4, 0 0 0 円の減となっております。

図書情報センター運営費 1, 1 7 7 万 4, 0 0 0 円の主なものは、新聞、雑誌の購入費を含む消耗品費 2 0 9 万円のほか、図書館システム機器保守委託料 1 3 3 万 6, 0 0 0 円、同リース代 8 0 万 1, 0 0 0 円、図書資料購入費 4 8 0 万円などです。

子どもの読書推進事業では、ブックスタート事業に係るボランティアに対する報償費 1 5 万 6, 0 0 0 円のほか、次のページをお願いいたします、ブックスタート用絵本等購入費を含む消耗品費 2 0 万 5, 0 0 0 円です。

町民協働・文化活動推進事業では、図書情報センターを核とした周辺一帯の魅力さをさらに高めていくためのプランづくりに関わっていただく専門家などへ

の報償費29万4,000円のほか、ホールイベント企画運営委員会の負担金180万円を計上しております。

5項保健体育費、1目保健体育総務費2,247万9,000円、前年度比24万8,000円の増となっております。保健体育総務費137万5,000円の主なものは、プリンターインクやロール紙などの消耗品費44万3,000円、複写機使用料22万2,000円などです。

次のページをお願いします。

指導者育成事業では、スポーツ推進委員20名分の年報酬64万円のほか、地区体育部長会議を含む費用弁償19万2,000円です。

青少年総合型体験事業では、子どもスポーツ教室等の委託料54万4,000円、小学生宿泊自然体験事業委託料38万3,000円をそれぞれ計上しております。

体育協会支援事業では、町体育協会への補助金として520万3,000円を計上しております。

スポーツ大会運営事業26万5,000円の主なものは、各種大会に協力していただいた方に対する報償費を計上しております。

パラリンピック競技大会記念事業では、聖火リレーフェスティバルを実施するための委託料として23万円を計上しております。

2目保健体育施設費2億8,119万4,000円、前年度比2億5,020万6,000円の増となっております。

増額の主な要因は、総合体育館大規模改修工事によるものです。

主な歳出として、保健体育施設一般経費では、総合体育館や運動公園などの光熱水費976万8,000円をはじめ、運動公園の浄化槽等に係る修繕料155万円、総合体育館大規模改修工事に係る工事管理業務委託料328万9,

000円、総合体育館大規模改修などの工事費2億5,718万6,000円などです。

総合体育館施設管理費588万円の主なものは、清掃業務委託料158万4,000円、シルバー人材センターに委託する施設管理委託料245万6,000円です。

運動公園施設管理費201万4,000円の主なものは、次のページをお願いいたします、シルバー人材センターに委託する施設管理委託料135万4,000円です。

続いて、6項学校給食共同調理場費、1目調理場管理費8,868万4,000円、前年度比323万4,000円の増となっております。調理場管理費2,873万2,000円の主なものは、洗剤や食器などの消耗品費273万2,000円をはじめ、燃料費313万3,000円、光熱水費529万4,000円、次のページをお願いいたします、作業環境の改善を図るために移動式スポットクーラーのリース代として6万9,000円、既設の老朽化したスポットクーラーの取換工事196万円のほか、保護者の経済負担の軽減を図るための学校給食費助成金715万円を計上しております。

以上です。

会計課長 127、128ページをお願いいたします。

12款1項公債費、1目元金4億5,446万円、前年度と比べ1,940万5,000円の増となっております。

22節償還金利子及び割引料は同額です。

増額の主な要因としましては、毎年臨時財政対策債の元金償還が増えているためでございます。

2 目利子 3, 0 3 6 万 7, 0 0 0 円、前年度と比べ 6 3 8 万 3, 0 0 0 円の減となっております。

2 2 節償還金利子及び割引料は同額でございます。

1 1 款 1 項 1 目予備費は、前年度と同額を計上しております。

以上でございます。

議長　　ここで、1 0 款教育費より 1 4 款予備費までについて質疑を行います。質疑ございませんか。1 番、馬場高志議員。

馬場高志議員　　1 2 4 ページなのですが、指導者育成事業というところでスポーツ推進委員報酬とあるんですが、このスポーツ推進委員のことをちょっと詳しくお教えてください。どういった方々が何人ぐらいいらっしゃるかで結構です。

議長　　答弁を許します。野田生涯学習課長。

学校教育課長兼生涯学習課長　　ご質問にお答えいたします。

スポーツ推進委員については 2 0 名いらっしゃいます。町民の方で、やはりスポーツ、そういったものに造詣の深い方に教育委員会が委嘱する形でお願いをしております。年齢的には、今のこのスポーツ推進委員の委員長、山浦委員長のほうが六十数歳で、一番若い方で 2 0 代の前半ぐらいまで幅広く推進委員の方いらっしゃいます。

以上です。

議長 よろしいですね。

ほかに質疑ございますか。11番、小島裕司議員。

小島裕司議員 お尋ねしたいと思います。

ちょっと僕の聞き損じかもしれませんが、104ページの中で、17節の備品購入費で170万3,000円、車両購入費というふうに言われてあったかと思うんですけれども、これは町長が推進される地球温暖化の非常事態宣言のための電気自動車なんでしょうか。お尋ねします。

議長 答弁を許します。野田学校教育課長。

学校教育課長兼生涯学習課長 ご質問にお答えいたします。

今回、車両購入費として計上している経費については電気自動車ではございません。通常の軽ワゴンタイプの標準的なタイプのやつを諸経費込みで予算計上させていただいております。

以上です。

議長 よろしいですか。11番、小島裕司議員。

小島裕司議員 意見なんですけれども、せっかく非常事態宣言されたんで、前向きに検討していただければと思っております。

議長 それでは、続いて、2番、野口裕子議員。

野口裕子議員 小学校、中学校負担金、114ページでは、中学校にはなりませんけれども、教科等研究会負担金、この内容、この件についてお伺いしたいと思います。

議長 詳細ということですね。

野口裕子議員 詳細です。

議長 それでは、114ページの負担金、教科等研究会負担金1万8,000円のところで間違いないですかね。

それでは、答弁を許します。北原教育長。

教育長 それでは、2番、野口裕子議員のご質問にお答えいたします。

私もちょっと中学校の研究組織の詳しい領域までは把握しておりませんが、それぞれ国語や数学や英語、教科の研究組織がございまして、それぞれ先生方はその研究組織に加盟しているわけで、それに対する研究助成といいますか、そのための各自治体から提起して研究組織を運営する費用という認識をしております。

議長 2番、野口裕子議員。

野口裕子議員 関連してですけれども、小学校ももちろん負担金を出してありまして、大荒小学校1,000円、木佐木小学校2,000円、大溝小学校

が3,000円ということになっているかと思いますが、この金額で研究が十分にできているのかというちょっと心配がありますけれども、いかがでしょうか。

議長 答弁を許します。北原教育長。

教育長 2番、野口裕子議員のご質問にお答えします。

これは、それぞれ各学校から、学校長から請求があったものを踏まえて予算化したものでありますので、それぞれ各学校長は研究組織の内容とか、状況を踏まえて請求があった。それを予算化していると認識しております。

議長 十分効果は出るということで。2番、野口裕子議員。

野口裕子議員 本当にこれ、この金額で研究がうまくいくのかなという心配があります。学校のほうにももう一度しっかり考えてもらって、先生が少ないから研究費が少ないとか、そういう形ではなく、内容にもよるかと思うんですけども、せつかくのこの負担金がうまく活用されるようなことを考えていただきたいと思います。

以上です。

議長 北原教育長。

教育長 重ねてご質問に答弁いたします。

先生方の研究助成のためには講師謝金というものも教育委員会では予算化し



ておりまして、それぞれ学校の規模に応じて指導に長けた先生をお招きして、先生方の授業力を上げる、伸ばす、校内研修が効果的に進められるように、それぞれ学校規模に応じて講師謝金というのもそれぞれ予算化しているところで

す。  
以上です。

議長　ほかに。3番、原田勝議員。

原田勝議員　128ページ、スポットクーラーリース料及び空調設備工事が196万ですかね、これは学校給食センターのエアコンというか、空調設備を大々的に変えるということなんですか。

議長　答弁を許します。野田学校教育課長。

学校教育課長兼生涯学習課長　ご質問にお答えいたします。

先ほどもご説明したかと思いますが、現在ある既設している分が老朽化しておりまして、それを新しく取り換える工事費として計上させていただいております。

以上です。

議長　よろしいですか。3番、原田勝議員。

原田勝議員　そうしたら、全体的に学校給食センターの空調設備が改善するという、新しく変わるというわけじゃないんですね。

議長 答弁を許します。野田学校教育課長。

学校教育課長兼生涯学習課長 古くなったものを新しく取り換えますので、その分の性能は高まるかとは思いますが、調理場全体を冷やす設備ではございません。

以上です。

議長 よろしいですね。

ほかに質疑ございませんか。7番、益田隆一議員。

益田隆一議員 毎年思うんですが、本当学校教育課と生涯学習課に関しましては、この予算書、30ページ近い、お一人でされていらっしゃるのは大変苦勞されていらっしゃるって、気苦勞されているのを拝察いたします。

そういったことを踏まえて、あえて聞くのも何ですが、116ページのこの町PTA連絡協議、今年は2つ出ているんですね。例年から、これはもう私よりも代々先輩の小島議員からずっとPTAの気苦勞の話をずっと聞かされていることと思います。PTAの方々はボランティアで大変な思いをされていらっしゃる。32万はいかなものかと。ずっと要望を出していて、初めて下のところに、見たこと、出しているかしらいましたかね、これは。この8万円というのを初めて見たんで、これを改めてちょっと聞かせていただきたいんですが。

議長 答弁を許します。野田学校教育課長。

学校教育課長兼生涯学習課長　　ご質問にお答えいたしたいと思います。

この町Pへの補助金については、議会のほう、文教厚生のほうからでも増額すべきじゃないかというようなご意見を頂いております。それで、一応町Pの役員の方と意見交換をさせてもらったり、あと町Pの会長とも少し話合いを持たせていただいております。今のところ、活動する上で予算的なものが制約になっているかという、そこまでないというような話をいただいております。

実は私も長らくPTAを、会長等もさせていただいて、活動の内容については十分承知しているところでございます。

それで、今後活動する上で、やはりもっと活動が充実した場合に必要なときに何らかの支援ができるようにということで、取りあえず補助金としては32万円のまま、新たにこういった研修等、いろいろな活動をする上で、必要になった分については別途予算を計上させてもらって助成するという形を取ったほうがいいんじゃないかということで、そういった形で今回計上させていただいているところです。

以上です。

議長　　7番、益田隆一議員。

益田隆一議員　　本当これはもうお礼というか、ちゃんと言っていた分がこういった形として出てきて、たかだか8万円じゃないですけども、8万円と言ってきたことが形として出てきたというのは物すごくありがたい話でありまして、これはPTAを代表して私が言うわけじゃないんですが、やはり保護者の

方々は本当やってくれたという、話が長くなりますね、本当言ったことが形としてできたというのは物すごく賞賛すべきことかなと思いますんで、是非また委員長報告でもきっちり報告させていただければと思いますんで、よろしくお願ひいたします。

議長　ほかに質疑ございませんか。11番、小島裕司議員。

小島裕司議員　すみません、一遍に聞けばよかったんですけども、最後に1点だけお尋ねしたかったんですが、114ページの中で、上のほうで学校管理費の教育総務係か、工事経費の中で植樹工事ということで、中学校のグラウンドの砂ぼこりの対策のために木を植えますよという話だったんですけども、これは毎回中学校、それからPTAの役員さんの方々から井戸を掘ってくれということで要望が上がっていたかと思ひます。

予算を見ると80万という金額なんで、単純に言ひて井戸は1メートル当たり1万円から1万円ちょっとぐらひで、30メートルも掘れば十分出るんじゃないかという感覚ではあるんですけども、この金額があれば井戸工事のほうがいいんじゃないかなという気がしてならないんですけども、ただ植樹となってくると、町長が言ひていらっしやる二酸化炭素の排出量を抑えるために植樹するのかなという感覚ではあるんですが、どちらかというとなまきのほうがいいんじゃないかと思ひておりますが、そこら辺をどうお考えなのかお尋ねしたいと思ひます。

議長　選出された理由ですね。答弁を許します。野田学校教育課長。

学校教育課長兼生涯学習課長　　ご質問にお答えいたします。

今回、この植樹をすることについては、前の町長石川潤一さんのほうが少し親戚関係もあの辺にあられるということもあって、何か相談を受けてあったみたいです。

それで、私どももそういう、特に体育祭時期が北風でかなり砂ぼこりが立つということで、そういった苦情が上がっていることも承知しておりましたので、何か対策がないかというところで、木を植えたほうがいいんじゃないかということで、あらかじめ造園業者の方も、確かに砂ぼこりというのは高く上がらずに2メートル程度なんだということで、一応高木と中木と低木とうまく組み合わせればかなり防げるというような考え方をお聞きしましたので、そういったことで石川さんのほうも地元をそれで説得してくるということをお願いいたしましたので、そういった経緯から最終的に植樹をするという形で計上させていただいております。

以上です。

議長　　よろしいですか。11番、小島裕司議員。

小島裕司議員　　内容は理解できました。ただ、植樹をするにしても、その後、やはり水が、水分が木にも必要かと思いますので、後々井戸を掘る計画を立てていただきたいなと思っております。よろしく願いいたします。

議長　　要望ということで。

ほかに質疑ございませんか。

質疑なし

議長 なきようでございますので、これをもって質疑を終結いたします。

以上で、歳出に関する所管課長の説明を終わります。

続いて、11ページ、歳入の説明を所管課長に求めます。的場会計課長。

会計課長 それでは、歳入予算の説明をいたします。

予算書11ページ、12ページをお開きください。

1款町税、1項町民税、1目個人5億3,400万円、前年度と比べ1,000万円の増です。

2目法人4,500万1,000円、前年度と比べ同額です。

2項1目固定資産税6億5,500万円、前年度と比べ同額です。

2目固有資産等所在市町村交付金及び納付金369万3,000円で、前年度同額でございます。県営大木団地に係る固定資産税分を計上しております。

3項1目環境性能割120万円、前年度と比べ35万円の増です。

2目種別割4,710万円、前年度と比べ200万円の増です。

4項1目町たばこ税8,600万円、前年度と同額でございます。

2款地方譲与税7,500万円、前年度と比べ246万5,000円の増です。

以下、9款まで、国によって示される地方財政計画に準じて計上しております。

3款利子割交付金100万円、前年度と比べ8万円の減です。

次のページをお願いいたします。

4款配当割交付金400万円、前年度と比べ100万円の増です。

5 款株式譲渡所得割交付金 2 0 0 万円、前年度と同額を計上しております。

6 款法人事業税交付金 2 9 4 万 3, 0 0 0 円、地方法人税が引き上げられ、法人住民税の率が引き下げられました。これに伴う減収の措置として法人事業税交付金の新設されたものでございます。

7 款地方税交付金 2 億 7, 0 0 0 万円、前年度と比べ 4, 0 0 0 万円の増で  
ございます。

8 款環境性能割交付金 2, 0 0 0 万円、前年度と比べ 1, 2 0 0 万円の増で  
す。

9 款地方特例交付金 1, 4 7 0 万円、前年度と比べ 5 8 5 万円の増です。

1 0 款地方交付税 1 5 億円、前年度と比べ 1 億 4, 0 0 0 万円の増です。地  
方財政計画に基づき計上しております。

1 1 款交通安全対策特別交付金 2 4 0 万円、前年度と比べ 1 0 万円の減です。

1 2 款分担金及び負担金、次のページをお願いいたします、2 項負担金、1  
目民生費負担金 2, 2 5 7 万 9, 0 0 0 円、前年度と比べ 3, 1 8 6 万 7, 0  
0 0 円の減でございます。主な理由としましては、1 節児童福祉負担金で、私  
立保育料が 3 歳児から 5 歳児までの園児の保育料が無償になったためござい  
ます。

1 3 款使用料及び手数料、1 項使用料、1 目総務使用料 7 6 万円、前年度と  
同額です。行政財産目的外使用料を計上しております。土地改良事業や諸団体  
庁舎西別館の使用料などでございます。

2 目民生使用料 7 2 6 万 6, 0 0 0 円、前年度と比べ 1, 4 0 5 万 6, 0 0  
0 円の減でございます。

減となった理由としましては、1 節児童福祉費使用料で町保育料が 3 歳児か  
ら 5 歳児までの園児の保育料が無償になったためでございます。

3目衛生使用料15万円、前年度と同額でございます。

4目土木使用料554万8,000円、前年度と比べ17万2,000円の減です。水面使用及び管理道路占用料を計上しております。

5目教育使用料144万2,000円、前年度と比べ48万7,000円の減です。総合体育館使用料や学校などの公共施設の使用料を計上しております。

2項手数料、1目総務費手数料548万円、前年度と比べ5,000円の増です。主なものとして、戸籍手数料472万8,000円を計上しております。

2目民生手数料1,000円です。児童手当支給証明手数料として計上しております。

3目衛生手数料2,043万2,000円、前年度と比べ22万5,000円の増でございます。主なものとして、塵芥処理手数料2,007万5,000円を計上しています。

次のページをお願いいたします。

4目農林水産手数料5万6,000円、前年度と比べ1,000円の増です。農業証明などの手数料を計上しております。

14款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金6億2,819万7,000円、前年度と比べ5,204万4,000円の増です。主なものとしまして、施設型給付費負担金2億6,387万8,000円、障害福祉サービス等負担金1億5,197万円、児童手当負担金1億9,209万7,000円を計上しております。

また、この目で増の大きな要因となったものとして、施設型給付費負担金で保育所の無償化に伴うものでございます。

2目衛生費国庫負担金228万5,000円、前年度と比べ9万4,000円の増です。



2項国庫負担金、1目総務費国庫負担補助金2,104万3,000円、前年度と比べ1,747万8,000円の増です。マイナンバーカード関連事業が増加の要因となっております。

2目民生費国庫補助金3,779万7,000円、前年度と比べ約48万1,000円の増です。主なものとして、放課後児童健全育成事業補助金1,460万8,000円を計上しております。

3目衛生費国庫補助金876万円、前年度と比べ155万9,000円の増です。主なものとして、合併処理浄化槽の設置事業費補助金804万9,000円を計上しております。

4目土木費国庫補助金6,528万5,000円、前年度と比べ1,649万円の増です。右の説明欄の交付金事業において採択を見込み計上しております。

次のページをお願いいたします。

5目教育費国庫補助金29万1,000円です。前年度と比べ1,350万5,000円の減でございます。

1節小学校補助金5万1,000円でございますが、昨年度、学校施設環境改善交付金が皆減となったため、この目での減の大きな要因となっております。

3項委託金、1目総務費委託金14万6,000円、前年度と同額でございます。

2目民生費委託料317万円、前年度と比べ9万9,000円の減でございます。右の説明欄にあるとおり、2つの事務について委託金をそれぞれ計上しております。

15款県支出金、1項県負担金、1目民生費県負担金3億3,246万7,

000円でございます。前年度と比べ3,408万2,000円の増でございます。

この目での増の要因としましては、1節児童福祉費負担金の施設型給付費負担金、保育料の無償化に伴うものや、12節障害者自立支援給付費負担金で、障害者福祉サービス費等負担金が挙げられます。

2目衛生費県負担金30万円、前年度と同額でございます。未熟児養育医療費に係る負担金を計上しております。

3目県事務費移譲交付金33万8,000円、前年度と比べ1,000円の増です。市町村権限移譲事務に係る交付金を計上しております。

2項県補助金、1目総務費県補助金2,041万2,000円、前年度と比べ530万6,000円の減でございます。主なものであります地方創生推進交付金1,944万8,000円が前年度と比べ減額となっており、そのまま減額の要因となっているところでございます。

2目民生費県補助金853万円でございます。前年度と比べ70万3,000円の増です。

1節社会福祉補助金として252万6,000円、次のページをお願いいたします、2節子ども医療費補助金として1,982万円、3節重度障害者医療費補助金として1,558万9,000円、4節ひとり親家庭等医療費補助金として464万4,000円、5節児童福祉費補助金として3,800万1,000円、8節地域生活支援事業費等補助金466万2,000円、9節福岡県自殺対策強化交付金13万8,000円をそれぞれ計上しているところでございます。

3目衛生費県補助金1,043万6,000円、前年度と比べ43万8,000円の減でございます。主なものとしましては、合併処理浄化槽設置事業費

補助金 983万9,000円を計上しております。

4目農林水産業費県補助金 2億2,560万2,000円、前年度と比べ1,490万7,000円の増でございます。説明欄、上から6番目の日本型直接支払推進交付金 3,935万6,000円が前年度と比べ増となっており、この目についての増の主な要因となっているところでございます。

6目土木費県補助金 15万円は、前年度と同額です。

7目教育費補助金 147万7,000円、前年度と比べ5万円の減です。

次のページをお願いいたします。

3項委託金、1目総務費委託金 2,495万4,000円、前年度と比べ647万1,000円の減でございます。主なものとしましては、1節町税費委託金として、個人住民税徴収取扱費交付金 1,979万円を計上しております。

3節統計調査委託金で、国勢調査市町村交付金 492万1,000円は皆増でございます。この目での減額となった理由としましては、国勢調査市町村交付金が皆増となる一方、昨年度実施されました県知事、県議及び参議院選挙に係る交付金が皆減となったためでございます。

2目民生費委託金 1万2,000円、前年度と同額です。

16款財産収入、1項財産収入、運用収入、1目財産貸付収入 3,138万2,000円、前年度と比べ273万9,000円の増でございます。通信ケーブル貸付収入 2,956万7,000円を計上しております。

2目利子及び配当金 450万3,000円、前年度と比べ99万8,000円の減でございます。定期及び預金利子の見込額を計上しております。

2項財産売払収入、1目不動産売払収入 174万3,000円、前年度と比べ82万5,000円の減です。主なものとしては、町有水路埋立払下げ収入 174万2,000円を計上しています。

2目物品売払収入については、昨年と同額でございます。

17款寄附金、1目一般寄附金については前年度と同額でございます。

次のページをお願いいたします。

2目総務費寄附金1億6,156万4,000円、前年度と比べ4,817万円の増でございます。ふるさと納税を見込み計上しております。

3目民生費寄附金及び4目教育費寄附金につきましては、前年度と同額でございます。

18款繰入金、2項基金繰入金4億1,520万円、前年度と比べ2億1,180万円の減でございます。財政調整基金の繰入金を3,100万円、大木町公共施設整備基金からの繰入金を9,700万円、大木町夢あふれるまちづくり基金からの繰入金を820万円それぞれ計上しております。

19款1項1目繰越金3,015万円、前年度と比べ361万9,000円の増です。前年度の繰越金でございます。

20款諸収入、1項延滞金加算金及び過料、1目延滞金については前年度と同額で、延滞金として80万円を計上しております。

2項1目町預金利子については前年度と同額です。

4項貸付金元利収入、1目中小企業融資資金貸付金元利収入7,500万7,000円でございます。前年度と同額を計上しております。

5項雑入、1目弁償金については前年度と同額です。

2目雑入9,638万9,000円、前年度と比べ31万9,000円の増です。

主なものとしまして、次のページをお願いいたします。

説明欄上のほうから10番目の福岡県介護保険広域連合負担金1,746万円、またそこから7つ下になります介護保険地域支援事業交付金5,418万

8, 000円などがございます。

3目過年度収入については、昨年と同額です。

21款町債、1項町債、1目臨時財政対策債1億5,500万円、前年度と比べ3,800万円の減です。国が示した地方財政計画に基づいて計上しております。3目の衛生費から7目の教育債まで5件の事業の財源として記載することとし、計上をしているところでございます。

全体としましては、1目の臨時財政対策債を含めた合計で5億6,600万円、前年度と比べ1億9,060万円の増となっております。

以上で歳入予算の説明を終わります。

議長 所管課長の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。11番、小島裕司議員。

小島裕司議員 24ページの中で、財産売払い収入、不動産売払い収入の中で、町有水路の埋立払下げ収入というのが174万2,000円ほど上がっております。これは具体的に分析なり何なりが上がってきてこの数字が出てきているのかなと思っておりますが、ほかにも埋め立ててまだ払下げになっていない部分、これは以前、三、四年ぐらい前の議会でも指導があったのかな、議会で指導があったというのはいちよつと言いかたがおかしいんでしょうけれども、払下げの部分、埋め立てた部分があるのであれば払下げをするようにということとなっていたかと思いますが、これで完璧に払下げが行われるとはちよつと思っていないんですけれども、残っている部分、これがどれぐらい、予測で構いませんので、この倍ぐらいあるのか、3倍ぐらいあるのか、どれぐらいあるのか、感覚的でよろしいので教えていただければと思いますが。

議長 答弁を許します。川村建設水道課長。

建設水道課長 お答えいたします。

申し訳ありません、私のほうで感覚的に答えられるような情報を持ち得ておりませんので、ご指摘のいわゆる過去において水路払下げ事務を行ったあるいは測量を行ったところで払下げ予定地が確定しているものと、実際に調定を上げて払下げに応じてもらえずに、調定未収額として残っているものとの区別はつけた上でその数字は出せるかと思えます。

それから、全体的にとということになりますと、測量等行わずに面工事だけ終わっているところもあるかと思えますので、そこがどのぐらいかというところまで正確にお答えできるかどうかというのはちょっと調べてみないと分からないんですが、取りあえずは分かる範囲で、お答えできる範囲で後半の本会議の中でお示ししたいと思っております。

以上です。

議長 では、後ほどお知らせをいただくということで。11番、小島裕司議員。

小島裕司議員 全体会議の中ではなくて、総務建設常任委員会のほうで報告いただければと思っております。

それから、払下げの分で、今未確定の部分で払下げには応じていただけない部分とかがあるというお話だったんですけれども、なかなかこの払下げの条件として、クリークの官民境界をやった上で、どこそこに印鑑もらわなきゃいけ

ないとか、いろいろな作業の煩雑さがあるかと思うんですよ。その辺をもうちょっと簡単にできないものなのか。せっかくクリークのまち大木町ということであらうたっぺいらっしやいますので、クリーク整備を肝腎なところで、ここをもう少し力を入れて整備していただけるといいんじゃないかなと思っております。これは意見としてお願いいたします。

議長　ほかに質疑ございますか。2番、野口裕子議員。

野口裕子議員　予算審査、初めて今日、歳入にしておりますけれども、町税11ページになります。

個人というか、町税が今年度比較で1,235万の増という、この計算の仕方というか、どういう流れで増になるのかをちょっと教えていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

議長　答弁を許します。杉税務町民課長。

税務町民課長　2番、野口議員のご質問にお答えいたします。

町税が今回対前年比較で1,235万円の増ということで予算を計上させていただいております。その中で、増額になっているのが町民税の個人分と軽自動車税ということで上げさせていただいておりますけれども、おのこの説明いたしますと、町民税に関しましては、令和元年1月から12月の収入に対して課税する町県民税という形になりますけれども、元年中の経済状態といいますが、サラリーマンの方の給料のアップなり、ボーナスの一時金の上げ幅なり、そういうのを勘案して、もう一年前の年とどうだったのかという部分を比較さ

せていただいて、今現在、令和元年度課税分がどんどん入ってきていますけれども、もう既に収入済みの額がある程度予算額を超えるぐらいの収入が入っております。そこら辺も勘案して、この令和2年度は1,000万は収入として見込めるんじゃないかという部分で、1,000万円の増ということで予算を上げさせていただいています。

続きまして、軽自動車税に関しましては、ここで235万円の増額ということで上げさせていただいておりますけれども、軽自動車は今制度の改正がありまして、税額が上がっています。以前は軽自動車1台7,200円の税額だったんですけれども、今1万800円ということで、新車に買い直すと、大体今までは7,200円だったのが1万800円になっているということで、ずっと買替えが進むにつれて税額が増えていくという、まだ移行段階というか、ずっと買替えが進むと増えるという部分と、13年を経過した分の軽自動車についても従価税率が課税されますんで、1万2,900円の税額になるということで、その分がどんどん増えていきますんで、令和2年度に関しては種別割では200万、それと環境性能割のほうで35万円の増額を見込んでいるという形での予算計上になっています。

以上です。

議長 よろしいですか。

ほかに。10番、古賀知文議員。

古賀知文議員 25ページの18款になるんですかね、要は繰入金で基金からの繰入金はいわゆる減っている、2億1,100万。これで21款かな、町債のほうは1億9,000万円ほど増えているんですけれども、ざっとでいいで



す、ここら辺をちょっと教えていただけませんか。

議長 答弁を許します。的場会計課長。

会計課長 町債が増えている事業につきましては、町が実施する普通建設事業に充てる一般財源の分を充てる予定としまして町債のほうが増えているということでございます。

また、基金の繰入金については、これまで普通建設事業費については公共施設整備基金から充てていたんですけれども、その部分を起債から賄うということで基金の繰入金については減額しているところでございます。

以上でございます。

議長 暫時休憩いたします。

休憩 時 分

再開 時 分

議長 再開いたします。

答弁を許します。的場会計課長。

会計課長 古賀知文議員のご質問に対してお答えいたします。

今回、工事に関しては、通年、一般財源のほうからの基金、公共施設整備基

金のほうから充てていたんですけれども、今回国のほうから起債に対する優遇措置のほうが図られておりまして、そちらのほうをうまく活用して、財政運営上、これが有利な方向ということで判断いたしまして、起債のほうで対応した次第でございます。

以上でございます。

議長 よろしいですか。ほかに質疑ございますか。

質疑なし

議長 なきようでございますので、歳入に関する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案については、予算審査特別委員会を設置したいと思います。ご異議ありませんか。

異議なし

議長 ご異議なしと認めます。

予算審査特別委員会を2委員会に分けて設置いたします。総務建設産業常任委員会を第1予算審査特別委員会、文教厚生常任委員会を第2予算審査特別委員会として、議案の審査を付託したいと思います。ご異議ありませんか。

異議なし

議長 ご異議なしと認めます。したがって、議案第15号令和2年度大木町

一般会計予算については、各予算審査特別委員会に付託することに決定しました。

暫時休憩をいたします。再開を2時20分といたします。

休憩	14時09分
再開	14時20分

議長　それでは、再開いたします。

お諮りいたします。日程第2、議案第16号令和2年度大木町国民健康保険特別会計予算について、日程第3、議案第17号令和2年度大木町後期高齢者医療特別会計予算については、それぞれ関連がございますので、一括議題としたいと思います。ご異議ありませんか。

異議なし

議長　ご異議なしと認めます。したがって、議案第16号、議案第17号については一括議題といたします。

職員をして議案を朗読いたさせます。事務局長。

事務局長　議案第16号令和2年度大木町国民健康保険特別会計予算。

令和2年度大木町国民健康保険特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算) 第1条歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ18億1,

633万3,000円と定める。

2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(一時借入金) 第2条地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れ最高額は5,000万円と定める。

(歳出予算の流用) 第3条地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和2年3月4日提出、大木町長、境公雄。

続きまして、議案第17号をお願いします。

議案第17号令和2年度大木町後期高齢者医療特別会計予算。

令和2年度大木町後期高齢者医療特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算) 第1条歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億9,050万7,000円と定める。

2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(一時借入金) 第2条地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れ最高額は5,000万円と定める。

令和2年3月4日提出、大木町長、境公雄。

以上でございます。

議長 職員の朗読を終わります。

提出者から提案理由の説明を求めます。境町長。

境町長 議案第16号令和2年度大木町国民健康保険特別会計予算について及び議案第17号令和2年度大木町後期高齢者医療特別会計予算についての提案理由を申し上げます。

本案は、令和2年度大木町国民健康保険特別会計予算の総額を歳入歳出それぞれ18億1,633万3,000円、前年度当初比3,423万7,000円の増として計上するものでございます。

歳入の主なものは、国民健康保険税3億3,600万8,000円、県支出金13億6,562万円であり、歳出では、保険給付費12億9,979万7,000円、国民健康保険事業費納付金4億5,964万円でございます。

次に、令和2年度大木町後期高齢者医療特別会計予算につきましては、予算の総額を歳入歳出それぞれ1億9,050万7,000円、前年度当初比569万円の増として計上するものでございます。

歳入の主なものは、後期高齢者医療保険料1億2,965万円、繰入金5,503万8,000円であり、歳出では後期高齢者医療広域連合納付金1億8,668万2,000円でございます。

いずれも詳細につきましては担当課長に説明させますので、ご審議いただき議決賜りますようお願い申し上げます。提案理由といたします。

議長 これをもって提案理由の説明を終わります。詳細にわたる説明を所管課長に求めます。田中健康課長。

健康課長 議案第16号令和2年度大木町国民健康保険特別会計予算につい

てご説明申し上げます。

歳出より申し上げます。

15ページ、16ページをお願いいたします。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費2,421万4,000円でございます。ソフトウェア開発委託料253万円、オンライン資格確認対応システム改修の予算でございます。全額補助となっております。レセプト点検委託料204万円、国保連合会共同事業委託料107万6,000円、委託料合計が614万3,000円でございます。

2目連合会負担金111万1,000円でございます。国保連合会への負担金でございます。

2項徴税費、1目賦課徴収費72万5,000円でございます。

17、18ページをお願いします。

通信運搬費として郵送料50万3,000円、口座振替手数料21万2,000円でございます。合計71万5,000円でございます。

3項運営協議会費、1目運営協議会費14万1,000円でございます。国民健康保険運営協議会委員9名の活動に伴う経費でございます。

2款保険給付費、1項療養諸費、1目一般被保険者療養給付費10億9,000万円でございます。一般被保険者の医療給付費で、前年度比14万4,000円減でございます。

2目退職被保険者等療養給付費100万円でございます。

3目一般被保険者療養費1,400万円で、4目退職被保険者等療養費10万円でございます。

19、20ページをお願いします。

5目審査支払手数料283万2,000円でございます。

2項高額療養費、1目一般被保険者高額療養費1億7,900万円、2目退職被保険者等高額療養費50万円、3目一般被保険者高額介護合算療養費100万円、4目退職被保険者介護合算療養費50万円でございます。

3項移送費、前年度同額で15万円でございます。

21ページ、22ページをお願いします。

4項出産育児諸費、1目出産育児一時金966万5,000円でございます。  
23名分を計上しております。

2目審査支払手数料5,000円でございます。

5項葬祭諸費、1目葬祭費105万円で、3万円分を計上しております。

3款国民健康保険事業費納付金4億5,964万円、前年度比4,802万2,000円増でございます。福岡県に納める被保険者分の納付金で、国民健康保険税、県の特別交付金及び一般会計からの繰入金等が主な財源でございます。

1項医療給付費分、1目一般被保険者医療給付費分3億3,350万1,000円、2目退職被保険者等医療給付費分6万4,000円でございます。

2項後期高齢者支援金等分、23、24ページをお願いします。

1目一般被保険者後期高齢者支援金等分9,164万円、2目退職被保険者等後期高齢者支援金等分1万5,000円でございます。

3項1目介護納付金分3,442万円、40歳から64歳の2号被保険者分の納付金でございます。

4款1項1目共同事業拠出金5,000円で、前年度同額でございます。

6款1項保健事業費、1目保健衛生給付費434万7,000円でございます。

25、26ページをお願いします。

11節役務費119万1,000円は、ジェネリック医薬品普及啓発及び医療費通知等の郵送料及び電算共同処理手数料でございます。

2項1目特定健康診査等事業費2,024万8,000円でございます。

主なものといたしまして、12節委託料510万4,000円、うち特定健診等業務委託料477万7,000円は、特定健診未受診者勧奨業務でございます。特別調整交付金の交付対象業務となっております。

18節負担金補助及び交付金1,236万4,000円、特定健診の費用でございます。

7款1項基金積立金、1目積立金1,000円を計上しております。

8款1項公債費、1目元金1,000円。

27ページ、28ページをお願いします。

2目利子、発生予算として1,000円でございます。

9款諸支出金310万2,000円を計上しています。

1項償還金及び還付加算金、1目の一般被保険者保険税還付金から、29ページ、30ページをお願いします、9目その他償還金までは前年度同額を計上しています。

特定健康診査等負担金償還金については廃止科目でございます。

11款1項1目予備費、前年度と同額で300万円を計上しております。

続いて、歳入の説明を申し上げます。

9ページ、10ページをお願いいたします。

1款1項国民健康保険税3億3,600万8,000円でございます。

1目一般被保険者国民健康保険税3億3,500万5,000円、2目退職被保険者等国民健康保険税100万3,000円でございます。

2款使用料及び手数料、1項手数料10万1,000円で、前年度同額でござ



ざいます。

3款国庫支出金、2項国庫補助金、1目災害臨時特例補助金1,000円で、発生予算でございます。

2目社会保障・税番号システム整備費補助金253万円でございます。歳出でご説明いたしましたオンライン資格確認対応システムを改修するソフトウェア開発委託料の国庫補助10割でございます。

4款県支出金、1項県補助金、1目保険給付費等交付金13億6,561万9,000円でございます。

1節普通交付金12億8,625万円でございます。

11ページ、12ページをお願いします。

2節特別交付金7,936万9,000円でございます。

2項1目財政安定化基金交付金1,000円でございます。

5款財産収入、1項財産運用収入、1目利子及び配当金は1,000円、発生予算でございます。

6款繰入金、1項1目一般会計繰入金1億1,005万9,000円でございます。一般会計当初予算からの繰出金の歳入でございます。

1節保険基盤安定繰入金7,562万3,000円は、保険税の軽減分でございます。

2節出産育児一時金繰入金644万円でございます。

3節財政安定化支援事業繰入金900万円、4節職員給与費等繰入金は1,899万6,000円でございます。

2項基金繰入金、1目準備基金繰入金1,000円、発生予算でございます。

7款1項1目繰越金1,000円で発生予算でございます。

8款諸収入、1項延滞金及び過料の1目一般被保険者延滞金から3項1目の

特定健康診査等受託料まで、それぞれ1,000円、発生予算でございます。

次ページ、13ページ、14ページをお願いします。

4項雑入204万円、前年度同額でございます。

9款1項町債及び2項財政安定化基金貸付金は、それぞれ1,000円を計上しております。

以上で国民健康保険特別会計予算に関する説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第17号令和2年度大木町後期高齢者医療特別会計予算の説明をいたします。

歳出よりご説明申し上げます。

11ページ、12ページをお願いいたします。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費156万円でございます。

主なものとして、11節役務費106万5,000円、納付書や保険証の郵便代でございます。

2項1目徴収費6万4,000円、普通徴収等による保険料の口座振替手数料でございます。

2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金1億8,668万2,000円で、前年度比566万2,000円の増でございます。後期高齢者医療広域連合への事務費及び保険料等負担金でございます。

3款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、1目保険料還付金100万円です。

13ページ、14ページをお願いします。

2目還付加算金20万円でございます。

2項繰出金、1目一般会計繰出金1,000円、発生予算でございます。

4款1項1目予備費100万円でございます。

続きまして、歳入についてご説明申し上げます。

7ページ、8ページをお願いいたします。

1款1項後期高齢者医療保険料、1目特別徴収保険料8,071万5,000円でございます。

2目普通徴収保険料4,893万5,000円でございます。

2款使用料及び手数料、前年度同額で1万1,000円でございます。

3款繰入金、1項1目一般会計繰入金5,503万8,000円でございます。

1節事務費繰入金658万4,000円でございます。

2節保険基盤安定繰入金4,845万4,000円でございます。

4款1項1目繰越金460万4,000円でございます。

5款諸収入120万4,000円で、前年度同額でございます。

以上で後期高齢者医療特別会計予算の説明を終わります。

議長　それでは、これより質疑を行います。

議案第16号及び議案第17号について、質疑ありませんか。

質疑なし

議長　質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案第16号、議案第17号については、第2予算審査特別委員会に議案の審査を付託したいと思います。ご異議ありませんか。

異議なし

議長　　ご異議なしと認めます。したがって、日程第2、議案第16号令和2年度大木町国民健康保険特別会計予算について、日程第3、議案第17号令和2年度大木町後期高齢者医療特別会計予算については、第2予算審査特別委員会に付託することに決定しました。

日程第4、議案第18号令和2年度大木町水道事業会計予算についてを議題といたします。

職員に議案を朗読いたさせます。事務局長。

事務局長　　議案第18号令和2年度大木町水道事業会計予算。

（総則）第1条令和2年度大木町水道事業会計の予算は次に定めるところによる。

（業務の予定量）第2条業務の予定量は次のとおりとする。

（1）業務量、イ、給水戸数4,470戸。ロ、年間総配水量125万7,169立方メートル。ハ、1日平均配水量3,444立方メートル。ニ、第1期配水管路耐震化事業の概要、配水管路耐震化工事、1路線延長2,757メートル。

（2）主な建設改良工事、配水管路耐震化工事、1路線延長2,757メートル。笹刈地区配水管敷設工事、1路線延長550メートル。

（収益的収入及び支出）第3条収益的収入及び支出の予定額は次のとおりと定める。

収入、第1款水道事業収益2億4,201万1,000円、第1項営業収益2億2,670万6,000円、第2項営業外収益1,530万5,000円。

支出、第1款水道事業費2億3,815万6,000円、第1項営業費用2億2,460万3,000円、第2項営業外費用855万2,000円、第3項特別損失1,000円、第4項予備費500万円。

次のページをお願いします。

(資本的収入及び支出)第4条資本的収入及び支出の予定額は次のとおりと定める。

(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額7,893万7,000円は、減債積立金1,445万円、建設改良積立金2,000万円、過年度分損益勘定留保資金4,448万7,000円で補填するものとする)。

収入、第1款資本的収入2億6,895万7,000円、第1項負担金832万5,000円、第2項企業債1億3,140万円、第3項交付金8,623万2,000円、第4項出資金4,300万円。

支出、第1款資本的支出3億4,789万4,000円、第1項建設改良費5,449万円8,000円、第2項企業債償還金1,445万円、第3項配水管路耐震化事業費2億7,894万6,000円。

次のページになります。

(企業債)第5条企業債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は次のとおりと定める。

起債の目的、第1期配水管路耐震化事業、限度額1億3,140万円。起債の方法、証書借入れ。利率3.0%以内(ただし利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)。償還の方法。政府資金または地方公共団体金融機構資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には債権者と協定するところによる。ただし、町財政の都合により据置き期間及び償還期限

を短縮し、もしくは繰上償還または低利に借換えすることができる。

(一時借入金) 第6条一時借入金の限度額は5,000万円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することができない経費) 第7条次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費1,799万3,000円。

次のページをお願いします。

(他会計からの出資金、負担金) 第8条大木町水道事業の健全な運営を保つため、他会計からのこの会計へ納入を受け入れる出資金及び負担金は次のとおりとする。

目的、第1期配水管路耐震化事業、一般会計出資金4,300万円、配水管路耐震化事業に対する一般会計からの出資金。消火栓等新設修繕工事負担金250万円、消火栓等の新設及び修繕に係る経費の負担金。

令和2年3月4日提出、大木町水道事業、大木町長、境公雄。

以上でございます。

議長 職員の朗読を終わります。

提出者から提案理由の説明を求めます。境町長。

境町長 議案第18号令和2年度大木町水道事業会計予算についての提案理由を申し上げます。

本案の内容として、予算の基となる令和2年度大木町水道事業の業務量の予定については、給水戸数4,470戸に対し、年間総排水量を前年度比1.

1%減の125万7,169立方メートルと予定しております。また、主な建設改良工事として、配水管路耐震化工事費、1路線延長2,757メートル及び管路網整備のための配水管敷設工事、1路線延長550メートルをそれぞれ計画しております。

収支について、まず収益的収入及び支出についてでございますが、水道事業収益は前年度比69万5,000円、0.3%増の2億4,201万1,000円とし、その主なものは給水収益2億2,247万円でございます。

水道事業費は、前年度比792万6,000円、3.4%増の2億3,815万6,000円とし、その主なものは原水及び浄水費9,489万7,000円、配水及び給水費6,337万9,000円などでございます。

なお、収益的収入及び支出については、差引き385万5,000円の収益を見込んでおります。

次に、資本的収入及び支出についてでございますけれども、第1期配水管路耐震化事業の進捗に応じ、資本的収入は2億6,895万7,000円とし、その主なものとして企業債1億3,140万円、交付金8,623万2,000円、出資金4,300万円などがございます。

資本的支出は3億4,789万4,000円とし、その主なものとして建設改良費5,449万8,000円、配水管路耐震化事業費2億7,894万6,000円などがございます。

なお、この収支により不足する額7,893万7,000円については、減災積立金1,445万円、建設改良積立金2,000万円、過年度分損益勘定留保資金4,448万7,000円で補填することといたしております。

詳細につきましては、担当課長に説明させますので、ご審議いただき、議決賜りますようお願い申し上げます。提案理由といたします。

議長　　これをもって提案理由の説明を終わります。

詳細にわたる説明を所管課長に求めます。川村建設水道課長。

建設水道課長　　それでは、議案第18号令和2年度大木町水道事業会計予算について説明いたします。

議案書並びに別冊のA4横長の令和2年度大木町水道事業会計当初予算の概要、こちらのほうをお願いしたいと思います。

概要のほうは1ページをお開きください。

まず、経緯について少し触れたいと思います。

1の総括的事項、こちらをご覧ください。

本町の水道事業は、昭和51年5月から給水を開始し、その後、水需要が大幅に増加をする中、さらなる安定供給のために平成16年度から5か年計画で第1期拡張事業に着手をし、久留米市との共同配水場の建設、それから配水管路の増強工事等々を行ってきました。

その後、創設時の配管が現在約40年経過するに至りまして、老朽化等変化を続ける水需要の分布も老朽化、それから需要の変化、そういったことが起こってきておりまして、適正な給水管を確保するため、さらに前後して発生しました東日本大震災で水道施設が大きな被害を受けた、こちらを教訓に、平成27年度から量にして8路線、延長で1万6,045メートル、総額16.6億円の第1期配水管路耐震化事業、こちらをスタートさせております。現在は、令和4年度の事業完了に向けて取組を進めているところです。

続きまして、当初予算概要のほうの2番です。配水給水状況、こちらについて説明いたします。



水道用水の供給事業を実施する団体であります福岡県南広域水道企業団、こちらのほうからの基本水量、これは当該量を上限として受水できるというものになります。この基本水量は、一応現在4月1日から運用を予定されている小石原川ダム、こちらの本格運用に併せて、現在基本水量として本町が保有している3,800立方メートル毎1日から、4,660立方メートル毎1日へ変更する予定となっております。

こちらによりまして、例えば異常気象の凍結によって、過去にもあったんですけども、大規模な範囲で漏水を起こす、もしくは配水管の事故など、不側の、または突発的な水需要への対応が整備がされたということで、町全域で考えますと断水してしまうというリスクはおおむね解消されたのかと言えます。

なお、令和2年度については、この概要書、1枚めくっていただきますと表が載っておりますが、年間総排水量は125万7,169立方メートル、1日平均排水量は3,444立方メートルを見込んでおりまして、前年度当初より28立方メートルの減少、率にして約0.8%の減少見込みとなっております。

次に、当初予算概要の3番、第1期配水管路耐震化事業の状況について説明いたします。

この概要書の一番後ろに計画図を添付をいたしております。色分けしておりますうちの赤い線、これが当年度施工分という形になります。

議案書のほうにも1ページの第2条(2)のところに記載をいたしております。

先ほど申し上げました赤線の部分については、道本地区から八丁牟田下地区までの大川市境までの区間、工事延長で2,757メートルの配水管の更新を行う予定としております。

それから、主な建設改良工事として、先ほど申し上げた議案書1ページ、第2条(2)にあります。この耐震化事業と併せまして、複数の配水管路を接続する、いわゆる配水管網を形成整備するという理由、目的に、事故等においてバックアップ体制が強化できる、そういうことを目的に配水管の敷設工事を実施するものとしたしております。そちらがこの笹淵地区配水管敷設工事、工事延長550メートルというものになります。

次に、概要の4番、予算収支の状況について、収益的収支、それから資本的収支の順に説明をいたします。

予算書の6ページ、大木町水道事業会計予算実施計画のほうも併せてご覧いただきたいと思います。

まず、収益的収支のうちの収入についてですが、これは予算書6ページで言う1項1目に当たる給水収益、それから2項5目の中の備考の4番に当たります。国庫補助金、こちらを主な財源として、全体で前年度比69万5,000円、0.3%増の2億4,201万1,000円を見込んでいます。

老朽化を重ねる給水管の適正な維持と、水道料金の適正な徴収体制を堅持しまして、給水収益の確保に努めてまいりたいと思います。

予算書のほうは、次の7ページになります。

支出のほうでは、1項1目に当たります。原水及び浄水費、こちらのほうで、福岡県南広域水道企業団からの受水費が前年度比で1,426万9,000円、約18%増の見込みとなっています。

先ほど申し上げましたとおり、基本水量の見直しの結果であり、決して潤沢ではない水道事業財政を圧迫する要因にはなりますが、今後も経費の適正執行に努め、健全財政を維持していきます。

次に、資本的収支ですが、今度は予算書は9ページになります。

資本的収入のほうは、全体で前年度比1,453万6,000円、5.7%増の2億6,895万7,000円、支出は同じく全体で前年度比5,207万9,000円、17.6%増の3億4,789万4,000円を見込んでいます。

主な要因としては、先ほど述べました配水管路の耐震化工事、それから管路網整備のための配水管の敷設工事、この経費の増が挙げられます。

それに伴って、企業債の残高が増える傾向は避けられず、持続可能な事業運営への懸念ではありますが、一般会計と同様、起債抑制策を講じながら、事業規模に見合った投資に留意をしていく所存であります。

最後に、議案書11ページからの令和2年度大木町水道予定キャッシュフロー計算書をお開きください。

こちらは、業務活動、投資活動、財務活動ごとに現金の増減理由を示し、期末において現金は幾ら残っているかを表すものとなっています。

12ページの一番下の部分、令和2年度末における残高が令和元年度末の見込み額に対し4,000万円あまり減少し、8億4,333万5,000円となる見込みとなっています。

以上で、議案第18号令和2年度大木町水道事業会計予算についての説明を終わります。

議長 所管課長の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

質疑なし

議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案第18号については、第1予算審査特別委員会に議案の審査を付託したいと思えます。ご異議ありませんか。

異議なし

議長 ご異議なしと認めます。したがって、日程第4、議案第18号令和2年度大木町水道事業会計予算については、第1予算審査特別委員会に付託することに決定しました。

日程第5、議案第19号町道の路線の廃止についてを議題といたします。

職員に議案を朗読いたさせます。事務局長。

事務局長 議案第19号町道の路線の廃止について。

次のとおり町道の路線を廃止することについて、道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項の規定により、議会の議決を求める。

令和2年3月4日提出、大木町長、境公雄。

以上でございます。

議長 職員の朗読を終わります。

提出者から提案理由の説明を求めます。境町長。

境町長 議案第19号町道の路線の廃止についての提案理由を申し上げます。

本案は、土地改良事業により一部分のみ残された道路の用を供さなくなった路線について廃止を行う必要があるため、道路法第10条第3項の規定により

議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、担当課長に説明させますので、ご審議いただき、議決賜りますようお願い申し上げまして、提案理由といたします。

議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

詳細にわたる説明を所管課長に求めます。川村建設水道課長。

建設水道課長 それでは、参考資料の29ページ、改正条例の新旧対照表等の29ページをお願いします。

当該廃止路線は、この路線の廃止位置図のとおりとなります。

参考資料の次のページをお願いします。

この水色で示した部分になりますが、土地改良事業等により周辺の土地利用状況が変化し、現在道路の用に供しておらず、廃止しても公益上支障がないと認められることから、当該町道路線を廃止するため議決を求めるものです。

以上で説明を終わります。

議長 所管課長の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

質疑なし

議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案第19号については、議案の審査を総務建設産業常任委員会に付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

異議なし

議長　ご異議なしと認めます。したがって、日程第5、議案第19号町道路線の廃止については、総務建設産業常任委員会に付託することに決定しました。

日程第6、議案第20号大木町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

職員に議案を朗読いたさせます。事務局長。

事務局長　議案第20号大木町固定資産評価審査委員会委員の選任について。

次の者を大木町固定資産評価審査委員会委員に選任することについて、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定により、議会の同意を求める。

令和2年3月4日提出、大木町長、境公雄。

以上でございます。

議長　職員の朗読を終わります。

提出者から提案理由の説明を求めます。境町長。

境町長　議案第20号大木町固定資産評価審査委員会委員の選任についての提案理由を申し上げます。

本案は、大木町固定資産評価審査委員会委員の菰方初美氏が令和2年3月31日をもって任期満了となることから、同氏を同委員に再任いたしたく、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

ご審議いただき、ご同意賜りますようお願い申し上げまして、提案理由といたします。

議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

詳細にわたる説明は提出者からなされましたので、省略いたします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

質疑なし

議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論なし

議長 討論なしと認めます。

お諮りいたします。採決を行いたいと思います。ご異議ありませんか。

異議なし

議長 ご異議なしと認めます。

この採決は起立によって行います。

日程第6、議案第20号大木町固定資産評価審査委員会委員の選任について、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

起立多数

議長 起立多数です。したがって、議案第20号、本案については原案のとおり同意することに決定いたしました。

日程第7、議案第21号大木町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

職員に議案を朗読いたさせます。事務局長。

事務局長 議案第21号大木町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、次のとおり、大木町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めます。

令和2年3月5日提出、大木町長、境公雄。

以上でございます。

議長 職員の朗読を終わります。

提出者から提案理由の説明を求めます。境町長。

境町長 議案第21号大木町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由を申し上げます。

本案は、本年4月から任用する会計年度任用職員の給与に関し、正規職員との均衡を図る必要があるため、この条例を制定しようとするものでございます。

詳細につきましては、担当課長に説明させますので、ご審議いただき、議決



賜りますようお願い申し上げまして、提案理由といたします。

議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

詳細にわたる説明を所管課長に求めます。境総務課長。

総務課長 議案第21号大木町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

追加しました条例案及び改正条例の新旧対照表、1ページから6ページをお願いいたします。

本案は、本年4月から任用いたします会計年度任用職員の給料の額の適正化を図る必要があるため、昨年の人事院勧告などを踏まえ、大木町職員の給与改定に準じ給料の額を改定するものでございます。

改正の内容としましては、会計年度任用職員の給料を規定します別表第1の給料月額を、大木町職員の給与に関する条例に規定します職員の給料月額に準じ改定をするものでございます。

なお、この条例は、令和2年4月1日から施行いたします。

以上で説明を終わらせていただきます。

議長 所管課長の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。

質疑なし

議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案第21号については、会議規則第38条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

異議なし

議長　ご異議なしと認めます。したがって、議案第21号については委員会の付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論なし

議長　討論なしと認めます。

お諮りいたします。採決を行いたいと思います。ご異議ありませんか。

異議なし

議長　ご異議なしと認めます。

日程第7、議案第21号大木町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立多数

議長　起立多数です。したがって、議案第21号、本案については原案のと

おり可決されました。

日程第 8、諮問第 1 号人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

職員に議案を朗読いたさせます。事務局長。

事務局長 諮問第 1 号人権擁護委員候補者の推薦について、次の者を人権擁護委員の候補者として推薦することについて、人権擁護委員法（昭和 24 年法律第 139 号）第 6 条第 3 項の規定により議会の意見を求める。

令和 2 年 3 月 4 日提出、大木町長、境公雄。

以上でございます。

議長 職員の朗読を終わります。

提出者から提案理由の説明を求めます。境町長。

境町長 諮問第 1 号人権擁護委員候補者の推薦についての提案理由を申し上げます。

本案は、人権擁護委員の二俣実枝氏の任期が本年 6 月 30 日をもって満了することから、新たに大塚京子氏を推薦いたしたく、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

よろしくご審議いただき、ご同意賜りますようお願い申し上げまして、提案理由といたします。

議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

詳細にわたる説明は提出者からなされたので、省略いたします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

質疑なし

議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論なし

議長 討論なしと認めます。

お諮りいたします。日程第8、諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦については、特に意見はないという意見とすることにご異議ありませんか。

異議なし

議長 ご異議なしと認めます。したがって、諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦については、そのように町長に意見を送付します。

日程第9、選挙第1号大木町選挙管理委員会委員の選挙についてを議題といたします。

職員をして議案を朗読いたさせます。事務局長。

事務局長 選挙第1号大木町選挙管理委員会委員の選挙について、地方自治法第182条第1項の規定により、選挙管理委員会委員4人の選挙を行うものとする。

令和2年3月5日提出、大木町議会議長、中島和正。

以上でございます。

議長 職員の朗読を終わります。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思っております。ご異議ありませんか。

異議なし

議長 ご異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思っております。ご異議ありませんか。

異議なし

議長 ご異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。

暫時休憩いたします。

休憩 時 分

再開 時 分

議長　それでは、再開いたします。

大木町選挙管理委員会委員に、田中月子氏、田中重美氏、西田正弘氏、平木八重美氏を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長が指名しました方を大木町選挙管理委員会委員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

異議なし

議長　ご異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました田中月子氏、田中重美氏、西田正弘氏、平木八重美氏が大木町選挙管理委員会委員に当選されました。

日程第10、選挙第2号大木町選挙管理委員会補充員の選挙についてを議題といたします。

職員をして議案を朗読いたさせます。事務局長。

事務局長　選挙第2号大木町選挙管理委員会補充員の選挙について、地方自治法第182条第2項の規定により、選挙管理委員会補充員4人の選挙を行うものとする。

令和2年3月5日提出、大木町議会議長、中島和正。

以上でございます。

議長　職員の朗読を終わります。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の

規定により、指名推選にしたいと思います。ご異議ありませんか。

異議なし

議長　ご異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

異議なし

議長　ご異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。

暫時休憩いたします。

休憩　　　　　時　分

再開　　　　　時　分

議長　それでは、再開いたします。

大木町選挙管理委員会補充員に、川村博文氏、堤　賢哲氏、廣松絹子氏、堀田正弘氏を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長が指名しました方を大木町選挙管理委員会

補充員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

異議なし

議長　ご異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました川村博文氏、堤　賢哲氏、廣松絹子氏、堀田正弘氏が大木町選挙管理委員会補充員に当選されました。

次に、補充の順序についてお諮りいたします。補充の順序は、ただいま議長が指名しました順序にしたいと思います。ご異議ありませんか。

異議なし

議長　ご異議なしと認めます。したがって、補充の順序は、ただいま議長が指名しました順序に決定いたしました。

お諮りいたします。本日の会議はこれにて延会したいと思います。ご異議ありませんか。

異議なし

議長　ご異議なしと認めます。したがって、本日はこれにて延会することに決定しました。

本日はこれにて延会します。次回は3月18日午前9時30分をお願いいたします。お疲れさまでした。



延会

1 5 時 1 5 分